

新たな託送料金制度に基づく「収入の見通し」に係る承認申請について

(趣旨)

2023 年 4 月から新たな託送料金制度（「レベニューキャップ制度」）が導入されるため、本年 7 月に各一般送配電事業者から提出された書類について、本委員会で検証を行ったところ。

先般、電気事業法第十七条の二第一項に基づき、各一般送配電事業者から 12 月 8 日付けで経済産業大臣あてに「収入の見通し」に係る承認申請がなされ、同月 9 日に経済産業大臣から本委員会に意見を求められたところ、承認申請の内容がこれまでの検証内容を踏まえたものになっているかにつき料金制度専門会合において審査することについて御審議いただく。

なお、11 月 29 日付けで内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から経済産業大臣あてに「託送料金の妥当性について（意見）」が提出され、12 月 7 日に料金制度専門会合において考え方の整理を行ったところ、内容をご確認いただく。

1. 経緯・概要

2023 年 4 月からレベニューキャップ制度が導入されることとなっており、各一般送配電事業者では、適切な収入の見通しを算定した上で経済産業大臣に申請し、承認を得ることが必要。

適切な収入の見通しの算定を進める観点から、一般送配電事業者から 7 月 25 日に提出され資源エネルギー庁から本委員会に送付された収入の見通しに関する書類について、7 月 28 日から本委員会及び料金制度専門会合において「収入の見通し」に関する検証を開始。11 月 28 日に本委員会において検証結果を報告し、資源エネルギー庁に対して、検証結果の伝達を実施。

その後、11 月 29 日付けで内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から経済産業大臣あてに「託送料金の妥当性について（意見）」が提出されたところ【別添 2 参照】、これについて、12 月 7 日の料金制度専門会合において、同専門会合としての考え方の整理を行った。【別添 3 参照】

この間、各一般送配電事業者においては、本年 7 月に提出した「収入の見通し」に係る各種資料について、料金制度専門会合における検証結果を踏まえた精査・修正を行っていたところ、12 月 8 日付けで、電気事業法第十七条の二第一項に基づき、各一般送配電事業者から経済産業大臣に「収入の見通し」に係る承認申請が行われ、同月 9 日付けで、経済産業大臣から本委員会に意見の求めがあった【別添 1 参照】。

2. 今後の見通し

各一般送配電事業者から経済産業大臣あてに承認申請が行われた「収入の見通し」については、料金制度専門会合にて、本年 7 月に一般送配電事業者から提出された「収入の見通し」の書類に関するこれまでの議論・検証内容を踏まえたものになっているかにつき審査を厳格に行う。

その際、11 月 29 日付けで内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から経済産業大臣あてに提出された「託送料金の妥当性について（意見）」及び同意見に対する料金制度専門会合としての考え方も踏まえるものとする。

その上で、本委員会としての意見をまとめ、経済産業大臣に回答することとする。

なお、申請の承認がなされた場合、各一般送配電事業者は、電気事業法第十七条の二第六項に基づき、その「収入の見通し」を公表することとなる。

参考：改正電気事業法（関連法令）

（託送供給等に係る収入の見通し）

第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者による収入の見通しの適確な算定に資するため、託送供給等の業務に係る適正な原価及び物価その他の社会的経済的事情を勘案し、必要な指針を定め、これを公表するものとする。
- 3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが前項の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- 4 一般送配電事業者は、第一項の経済産業省令で定める期間中において、同項の承認を受けた収入の見通しを変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
- 5 経済産業大臣は、前項の変更の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
 - 一 変更の目的が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するためのものであること。
 - ロ 他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に対応する場合（当該費用の額の増加に対応する場合にあつては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合に該当するものであること。
 - 二 変更の内容が第二項の指針に照らして適切なものであること。
- 6 一般送配電事業者は、第一項の承認若しくは第四項の変更の承認を受け、又は次条第三項の規定による変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その収入の見通しを公表しなければならない。

経済産業省

20221208資第1号
令和4年12月9日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等に係る収入の見通しの承認に係る意見聴取について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定により、別添の申請に係る同法第17条の2第1項の規定に基づく託送供給等に係る収入の見通しの承認について、貴委員会の意見を求めます。

消 公 協 第 261 号
令和 4 年 11 月 29 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

河野 太郎
（公印省略）

託送料金の妥当性について（意見）

令和 4 年 10 月 5 日付けで内閣総理大臣から消費者委員会へ「消費者利益を擁護する観点から、電気料金のうち、託送料金の妥当性について」諮問を行ったところ、令和 4 年 11 月 28 日付けで消費者委員会から内閣総理大臣への答申を受けた。

現下の物価上昇の局面下において、電気料金に対しては消費者の関心は高く、電気料金の家計負担軽減のための支援策の導入も予定されている。こうした中で、電気料金に大きな影響を与える託送料金の水準の決定に当たっては、消費者の理解を得られるように慎重に行うことがますます重要となっている。今回消費者委員会の答申においては、一般送配電事業者の事業計画や電力・ガス取引監視等委員会の審査について、消費者利益の擁護の観点から一層の明確な説明が求められる点など疑問点の指摘もなされている。現在の状況にも鑑み、これらの疑問点の解消に向けて必要な対応を早急に行うことを求める。

なお、市場の監視機能、競争促進の役割を担う電力・ガス取引監視等委員会については、消費者利益の擁護の観点からも、より一層の中立性、独立性の確保、専門的知見の向上や体制強化が図られることを期待する。

また、託送料金のみならず、今後規制料金の値上げの審査も予定される中、成長と分配の好循環の実現の観点から「公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての消費者庁における主なチェックポイントについて」（令和 4 年 8 月 19 日付け消公協第 183 号）の趣旨も踏まえ、下請事業者を含む労働者の賃上げにも十分配慮されたい。

府消委第 175 号
令和 4 年 11 月 28 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

消費者委員会委員長 後藤 巻則

答 申 書

令和 4 年 10 月 5 日付け消公協第 209 号をもって当委員会に諮問のあった、消費者利益を擁護する観点から、電気料金のうち、託送料金の妥当性について、下記のとおり答申する。

記

別添「電力託送料金の妥当性に関する公共料金等専門調査会意見」の内容を踏まえ、消費者利益を擁護する観点から、経済産業省に対応を求めるなど、消費者庁において必要な取組を進めることが適当である。

電力託送料金の妥当性に関する公共料金等専門調査会意見

令和4年11月28日

消費者委員会公共料金等専門調査会

託送料金は、日本では、小売電気事業者が送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であり、その料金については送配電事業が地域独占であることから、経済産業大臣が認可する仕組みとなっている。託送料金の制度に関しては、事業者において値下げに向けた効率化インセンティブが十分に働きにくいのではないかとの問題意識¹から、経済産業省において制度改革が議論され（この間、消費者委員会でも消費者庁の諮問を受けて平成28年7月、令和2年8月及び令和3年7月の3度にわたって意見を発出²）、令和5年度から新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されることになった。

現在、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会では、レベニューキャップ制度の導入に向けて、一般送配電事業者の収入の見通し（収入上限）を含む事業計画について審議が行われている。この事業計画は、令和5年度から5年間の第1規制期間における託送料金水準を決定する前提となるものであり、審査された事業計画に基づき託送料金約款の認可申請が行われる。

レベニューキャップ制度の導入に向けた準備が進む中、現下の資源・燃料価格の急騰に起因する物価高騰、とりわけ電気料金の上昇により国民生活の負担感が増している。こうした状況の中で、消費者に請求される電気料金の約3～4割を占める託送料金の水準が適正な査定を踏まえて設定されるかどうかは、消費者にとって重大な問題であり、国民生活への影響も大きい。かかる状況を踏まえ、令和4年10月5日、内閣総理大臣から消費者委員会に対して、「消費者利益を擁護する観点から、電気料金のうち、託送料金の妥当性について」の諮問がなされた。そこで、審議を行っている電力・ガス取引監視等委員会にお

¹ 託送料金については、総括原価方式の下、一般送配電事業者から値上げの申請がある場合に、国が審査を行い認可を行う仕組みとなっているところ、事業者が値上げを必要とする場合には厳格な審査が行われる一方、それ以外の場合には料金や費用の適正性が必ずしも十分に検証されないこと、また、認可された料金水準の下で、一般送配電事業者が効率化努力を行うことなどにより超過利潤が一定の水準を超えた場合、経済産業大臣の変更命令により料金の引下げを求める仕組みとなっていることが、事業者における効率化インセンティブが働きにくい要因として指摘されていた。

² 平成28年7月26日 電力託送料金の査定方法等に関する消費者委員会答申

令和2年8月28日 賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定に関する消費者委員会意見

令和3年7月16日 電力託送料金制度等の詳細設計の在り方に関する消費者委員会意見

いて、消費者の視点から必要な論点を取り上げられているかにつき、本専門調査会で検証を行うこととなった。10月7日、11月10日、17日の計3回にわたり、本専門調査会を開催し、精力的に調査³・審議を行った。下記の通り、上記諮問に対する本専門調査会としての意見を取りまとめた。

託送料金の査定方法について

消費者の視点からは、最終的に電気料金として請求される金額やその中で託送料金が占める金額、託送料金の水準の適正性、託送料金を引き下げる効率化がなされているのか、効率化に向けての行政の監視は十分かといった観点が重要である。電力・ガス取引監視等委員会が実施している査定については、料金制度専門会合への消費者庁・消費者団体の参加や審議の公開等⁴、消費者参画の機会が確保されている一方で、消費者の視点から見ると、以下の点について疑問点や留意事項が残る。

(1) 統計的手法やトップランナー的補正による査定

電力・ガス取引監視等委員会は、収入上限の審査に係る各費用区分の査定に当たり、個別査定に加え、効率的な一般送配電事業者の実績値等を用いた統計的な査定を行うため、一般送配電事業者間比較の観点から重回帰分析で算出した平均的な推計費用にトップランナー的補正を行うことで効率化を促す手法等を採用している。一般送配電事業者が提出した事業計画がそのまま認められないよう、一定の工夫がなされているほか、設備拡充・更新投資は「投資量」と「単価」に分けて、特に単価については過去実績や事業者間比較により分析・査定が行われている。他方、もともと地域独占で競争が働いていない一般送配電事業者⁵間の比較の妥当性、トップランナー的補正が中央値や10社中第3位の値をベースとしていることの妥当性については明確な説明⁶がなされておらず、明らかにされる必要がある。また、第4位以下の事業者によるキャッチアップを促すだけでなく、先行事業者（第1位から第3位）に更なる取組を促す観点からの検討も必要である。

³ 電力・ガス取引監視等委員会の協力を得て、各電力会社から託送原価に関するデータの提供を受けて分析を実施。ただし、提供を受けたデータの範囲内での分析であることに留意。

⁴ 資源エネルギー庁により、パブリックコメントも実施されている。

⁵ 電力自由化の際、発電部門や小売部門と異なり、送配電部門は規模の経済性が働いたため、競争によって二重投資がなされることで逆にコスト増となり非効率であるとの考え方の下、規制の下での効率化が図られることとなった。

⁶ 電力・ガス取引監視等委員会事務局からは、イギリスにおける取組等を踏まえた上で決定したとの説明があった。

さらには、各社から提出されている事業計画について、各論での統計的手法を用いての査定の積み上げがなされているところ、全体としてどのように効率化が図られているかについて明確な説明が必要である。

（２）効率化の確認態勢

- ① 設備拡充・更新投資など既存のネットワークに係る費用の部分（各年固有の事情に基づく突発的な費用（災害対策等）を除く）については当初提出された事業計画において、一般送配電事業者が妥当性をどのように判断したのか明らかでない。既存のネットワークを軸とする CAPEX 及び OPEX 及びその他費用は、平成 29 年度～令和 3 年度と比較すると、ほとんどの一般送配電事業者において、令和 5 年度～令和 9 年度のコストは増加している【別添 1】⁷。一般送配電事業者は、効率化で削減する姿が示されるのではなく費用が増加している点について明確に説明すべきである。
- ② そうした状況に鑑みれば、統計的手法やトップランナー的補正のみではなく（一般送配電事業者間の横並びの比較にとどまらず）、これまでの経年で評価することによって一般送配電事業者ごとに全体として毎年効率化が行われて費用が低減しているかどうかを精査しつつ、事業者としてどのように費用を管理し、それを達成しようとしているのか、どのような体制で費用低減、効率化を図り、管理しているのかなど、その取組についても確認することが必要である。OPEX や CAPEX 等の項目ごとに査定するだけでなく、全体としてコスト削減の努力が図られているかどうかを確認することが重要である。
- ③ その際、送電費、変電費及び配電費等のそれぞれについて工事種別ごと（例：送電費であれば架空送電工事等）に、「投資量（数量）」と「単価」に分け、単価（特に全体へのインパクトが大きな大規模な工事種別の精査が必須）が経年で変化しているかに着目して精査することが必要である⁸。また全体コストを評価するためにはこの単価も、一つの物品の単位当たりコストにとどまらず、各工事種別に含まれる資材費、工費、移動・保管にかかる費用などを含めた工事単位ごとの価格として評価する必要がある。その場合、実質的な競争入札が行われているか、効率化のために調達方法にどのような工夫がなされているかを評価すべきである。投資量が確保されることは、ネットワークの維持・更新に必要であることから、特

⁷ 電力・ガス取引監視等委員会の協力を得て、各電力会社から託送原価に関するデータの提供を受けて分析を実施。ただし、提供を受けたデータの範囲内での分析であることに留意。（別添 2～4 も同様）

⁸ 別添 2－1 において、年度によってばらつきのある単価がある点について、年度ごとの工事の状況等を精査する必要もある。

に上記に示した範囲における単価、価格についてコスト削減の努力が図られているか否かを検証することが求められる。【別添 2－1～2－3、3】

(3) 工事発注に係る競争性の実効性の確保

実際の工事発注に当たっては、競争入札の導入割合を高めることが目標として掲げられることが多いが、単に競争入札の導入割合を見るだけでなく、1社入札ではなく複数の企業が入札に参加している実態があるか、毎年同じ企業による受注が繰り返されていないか、入札のシェアが固定化していないか、また同じ企業が数年おきに順番で落札しているような実態がないかなど、入札の実態を細かく精査することが必要である。その際、固定化等の実態が明らかとなった場合には、その背景や効率化への寄与などを確認した上で、競争性を確保することが必要である。

競争の実態等を見るために一般送配電事業者について工事種別ごとに落札金額上位3社の状況を年度ごとに見てみると、順位や事業者が固定している傾向が見られるほか、近年その傾向が高まっているケースも一部見られる【別添4】。またこの間、1位の企業が変わらず、かつシェアもほぼ一定というケースも見られる。コスト削減のためにどのような取組を行っているかを確認することも必要である。特に規模の大きな工事種別、例えば配電工事等の実態についてより詳しく精査すべきである。

(4) 次世代投資の計上費用の検証

- ① 次世代投資については、一般送配電事業者から総計約200件の計画が提出され、個別査定が行われているが、まずは発送電分離の考え方を踏まえ、厳に送配電に関わる計画に限定されるべきであり、発電や小売に係る費用を計上することは認められない。
- ② 離島について、「再生可能エネルギーアイランド化」があげられているが、現下の化石燃料価格の高騰を考えれば、再生可能エネルギーによる電力供給は、離島のエネルギーコストを大きく下げていく可能性が高い。そのため、第1規制期間において次世代投資として捉えた場合でも、実施に当たっては実験的な取組を避け、事業としての導入が行われるべきである。また、こうした案件の投資効果については、引き続き精査が必要である。
- ③ 今回、各社とも「次世代スマートメーター」に係る費用計上が多く見られるが、スマートメーターは10年ごとの更新が必要であり、これが新しく次世代へ投資する活動なのか、事業のルーティンなのか、慎重な検討が必要である。もし仮に、次世代投資と位置付けるとしても、現在議論されて

いるように現行スマートメーター導入費用以上にかかる費用のみを精査し、かつ、「次世代スマートメーター」導入によって削減される多くの費用と総合で判断すべきである。また、スマートメーターが未だ設置されていない需要家も存在するが、そうした需要家へは「次世代スマートメーター」の導入を先行的に実施し、厳に二重投資を避けるべきである。この令和7年度以降⁹を予定している次世代スマートメーターの先行的導入のためのスケジュールも併せて示すことが適当である。

- ④ 一般送配電事業者各社間にはこれまで投資の取組を進めてきたところと取組が遅れているところとが存在している。例えば、「需給予測の精緻化」など、本来送配電事業者の基本的な事業であり通常の業務の範囲内であるべきところ、今回は次世代投資として計上されている。海外では、これまで取組を積極的に進めてきた事業者に配慮し、取組の進んでいるところにボーナス加点する等の仕組みも導入されているが、日本では、むしろ全般的に取組が遅れている。今後そうした制度の導入を検討するとしても、海外との比較などの客観的な指標が用いられるべきであり、日本の事業者間の先行後行により適用されるべきではない。
- ⑤ 次世代投資は、送配電事業者の基本的な責務である、電力の安全性、安定性を強化していくことが重要であり、こうした観点から、N-1電制、ノンファーム接続、再給電方式、配電網の高度化や次世代スマートメーターなど、再生可能エネルギーの拡大やレジリエンス強化の推進を積極的に位置づけている点は評価できる。他方、個別査定により効率化係数の対象外とするか否か、仕訳先のスクリーニングやコストの妥当性の審査が行われる中で、次世代投資案件として効率化係数の対象外とすることにした案件については、その投資による費用対効果の面を含め、次世代投資案件として認める理由について、明確な説明が必要である。

また、次世代投資として計上された費用については、計画段階では精度の高い費用を計上することが難しいことは理解するが、発注段階になれば競争入札によって価格が下がるのが通常である。したがって、今後、将来における調達コストのモニタリングを含め、コスト管理が適切に行われているかどうか、投資効果や計画履行状況の検証を実施していく必要がある。次世代投資についてのこうした検証やモニタリングは、現在検討されている電力会社内の第三者委員会ではなく、後述する独立した委員で構成される外部のプロセスで公開の下、継続して行われるべきである。

コスト削減の実効性の向上について

⁹ 令和4年5月31日 次世代スマートメーター制度検討会取りまとめ

(5) コスト削減の実効性の向上

消費者利益の擁護を図るため、上記に示した疑問点の速やかな解消に向け、電力・ガス取引監視等委員会は独立性をもって必要な対応を早急に行い、今回の事業計画の値の妥当性及びその査定方法の適切さについて、消費者の理解・納得を得られるよう分かりやすい形で説明する必要がある。

加えて、今後とも継続して消費者からの信頼を得るために、経営上のガバナンスを効かせられるよう、電力会社及びその利害関係者、監督官庁から独立した社外のメンバーによる第三者機関¹⁰が各社のコスト削減の状況を定期的にモニタリングするといった手法を含め、第1規制期間においてコスト削減の実効性を高めるための方策を検討すべきである。その上で、場合によっては規制期間の期中における料金水準の見直しも排除することなく検討すべきである。

その他制度面等について

(6) 廃炉円滑化負担金相当金等

制御不能費用に計上されている原発の廃炉円滑化負担金相当金や賠償負担金相当金、電源開発促進税については、本来託送料金とは関係のない費用であることから、政策的観点から託送料金で徴収している費用については、送配電ネットワークの整備に要する費用とは区別した形で明示すべきである¹¹。

(7) 固定費の配分

- ① これまでも消費者委員会において意見として発出している¹²が、固定費の低圧部門（家庭用等）、特別高圧・高圧部門（産業用）への配分に当たっては現在、3種需要種別が共通して利用する設備コストは「2：1：1法」、特別高圧部門以外の需要種別が利用する設備コストは「2：1法」によって配分されているが、この配分方法は各常用種別のピーク需要の比較割合に応じた配分に大きなウェイトを置くことによって、低圧部門に過大

¹⁰ 第三者の要件の例として、一般送配電事業者の利害関係者ではないこと、一般送配電事業者によって指名された者ではないこと、査定能力を保有していること、査定を行う権限が与えられていること、が考えられる。

¹¹ 令和3年7月16日 電力託送料金制度等の詳細設計の在り方に関する消費者委員会意見

¹² 平成28年7月26日 電力託送料金の査定方法等に関する消費者委員会答申及び令和3年7月16日 電力託送料金制度等の詳細設計の在り方に関する消費者委員会意見

な固定費を配分することになっている懸念があるところであり、一般消費者に過大な負担を課さないよう、配分手法の見直しの検討が必要である。

- ② 電圧別に必要な設備コストに関する実績データ等のエビデンスを踏まえた上で、より公平な配分基準に修正することを速やかに検討すべきである。

(8) 発電側課金の検討

送配電設備の増強要因の変化にもかかわらず、託送料金制度は、発電事業者が託送料金を負担しない構造である。このため、発電側課金を導入して、託送料金の一部について発電事業者負担を求めることが検討されてきた。その後、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組むという方針の下、令和4年中に導入の可否を含めて結論を得る方向性が示されている¹³¹⁴¹⁵。

発電側課金は、発電事業者ネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用の抑制、ひいては消費者負担の低減が期待されている。このため、最終負担者である消費者の利益の増進に資するよう検討することが必要である。

一方で、再生可能エネルギー発電事業者が新たに負担することとなるコストは、小売事業者への販売価格に上乗せせざるを得ないため、消費者の負担につながる可能性が高く、再生可能エネルギー発電事業者の負担増や投資抑制を招き¹⁶、国が進める再生可能エネルギー最優先の原則に逆行する効果をもたらす可能性がある。また、これまで、日本の発電設備の約9割を占める既存の大規模発電設備は、総括原価の下に建設された送配電設備を自由に利用してきた経緯がある。したがって、送配電設備の効率的な増強と発電事業者間負担、今後伸ばしていくべき電源間の公正性等の観点を中心に考慮し、特に再生可能エネルギーの拡大を阻害することがないように制度設計を行うべきである。

(9) 賃金の適正性の確保

¹³ 令和3年10月22日 閣議決定「第6次エネルギー基本計画」

¹⁴ 令和3年12月24日 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

¹⁵ 令和4年4月21日 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合

¹⁶ 課金分を再エネ賦課金で賄う案も検討されている（令和4年11月15日 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会）が、制度変更を遡及的に行うことは、行政コストの増加につながるうえ、賦課金の低減も行われず、国民負担が増加する。再エネ投資の制度リスクとして受け止められ、投資を抑制し、ファイナンスコストを上昇させるおそれがある。

各一般送配電事業者は、コスト効率化を進めていくとしているところであるが、その際、原材料費等の価格転嫁を適正に進めつつ、人への投資の観点から、下請事業者も含めた賃金¹⁷を適正化していくことも、政府が進める成長と分配の好循環を実現する上で重要である¹⁸。

消費者への丁寧な説明等に関する意見

(10) 消費者の理解・納得

- ① 目下、電気料金が高騰し、国民生活への負担感が増大している中で、電気料金の構成や内訳にとどまらず、値上がりしている要因について消費者への分かりやすく丁寧な説明がこれまで以上に必要である。加えて、託送料金に、どのような費用が含まれているかについて消費者が十分に理解しているとは言い難い。消費者が納得できるよう、繰り返し様々な機会をとらえて分かりやすく説明することが重要である。

経済産業省及び各一般送配電事業者は、電力の安定的な供給を前提としつつも、同じ電力供給の品質であっても地域独占によって選択肢が限られる消費者に対し、いかに効率的に提供するための工夫、努力をしているのか、その成果がどのような形で実を結び、消費者の利益につながっているのか、上記に示した各項の意見を踏まえ、分かりやすさに努めた説明を行うべきである。

- ② 今回、託送料金制度が総括原価方式からレベニューキャップ制度に変更され、消費者にとって何がどう変わるか、どのような制度で、どういったメリット・効果があるかということも十分に理解されているとはいいがたい。経済産業省及び消費者庁は、電力自由化や発送電分離の趣旨・目的を含め、レベニューキャップ制度の内容・趣旨や電気料金のうち託送料金を構成する関連費用の負担の在り方等の検討経緯を、消費者が改めて十分に理解し納得できるように、消費者にとって分かりやすく、丁寧な情報発信を積極的に行うことなどの取組を一層進めるべきである。

(11) 幅広いステークホルダーの参画の機会の確保

一般送配電事業者が規制期間に達成すべき目標のうち、一部の目標項目については、地域ごとのニーズを踏まえるため、ステークホルダー協議を行う

¹⁷ 下請事業者の賃金水準を調べることには困難を伴うが、このような調査も必要になるであろう。

¹⁸ 「公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての消費者庁における主なチェックポイント」（令和4年8月19日消費者庁）に準じ、料金の算定に賃上げが適正に見込まれることが求められる。

ことが求められており、各一般送配電事業者においてはそれを踏まえた対応が行われているとされている。しかし、実際に協議に参加しているステークホルダーの範囲は限定されており、取り上げられる視点も狭く、広く消費者の意見が聴取されているとは言えない。海外事例¹⁹なども参考に、一般送配電事業者において、生物多様性や景観問題も視野に、消費者や消費者団体、環境団体、次世代を担う若年世代等、幅広いステークホルダーを巻き込んだ丁寧な協議を日常的に行うよう、地域コミュニティの中での合意形成の取組を強化していくことが求められる。

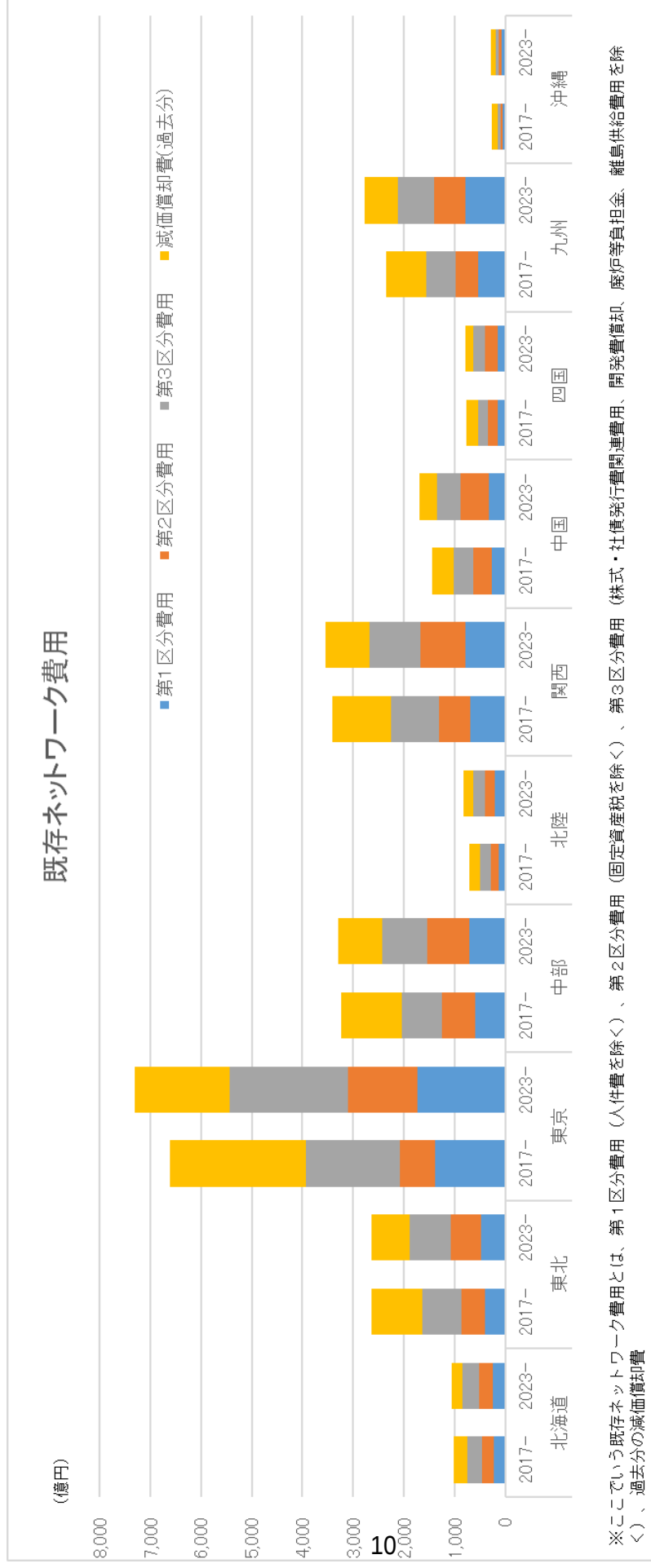
消費者利益の擁護を図るため、消費者委員会では、レベニューキャップ制度の運用後においても、上記に指摘した事項の対応状況等について、電力・ガス取引監視等委員会へのヒアリングを含めた適切なフォローを行う。

以上

¹⁹ ドイツの送配電事業者では幅広いステークホルダーを巻き込んだコンサルテーションを地域に公開しつつ実施し、景観や生物多様性などの地元の懸念を、設備投資の方法の選考の過程で取り入れている事例もある。

別添1

● 規制期間(2023-2027年度)の既存ネットワークコストは、2017-2021年度と比較し1社を除き増加



(億田)

	北海道			東北			東京			中部			北陸			関西			中国			四国			九州			沖縄		
	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率	2017-	2023-	増減率
第1区分費用	236	239	+1.1%	399	473	+18.7%	1,378	1,733	+25.8%	591	718	+21.6%	128	212	+65.4%	682	784	+15.0%	263	332	+26.3%	144	159	+10.4%	540	786	+45.4%	56	65	+15.0%
第2区分費用	216	269	+24.9%	471	601	+27.6%	696	1,367	+96.4%	658	814	+23.8%	165	189	+14.5%	625	895	+43.3%	366	561	+53.2%	197	245	+24.0%	434	614	+41.5%	45	66	+46.2%
第3区分費用	297	337	+13.5%	773	807	+4.4%	1,850	2,331	+26.0%	786	896	+14.1%	200	224	+12.0%	951	991	+4.3%	388	453	+16.6%	189	226	+19.2%	592	715	+20.7%	54	65	+20.4%
減価償却費 (過去分)	263	207	-21.5%	1,001	749	-25.2%	2,691	1,873	-30.4%	1,200	872	-27.3%	218	191	-12.8%	1,146	873	-23.8%	433	341	-21.2%	241	158	-34.4%	780	666	-14.7%	108	82	-24.0%
計	1,012	1,052	+3.9%	2,644	2,631	-0.5%	6,615	7,303	+10.4%	3,234	3,301	+2.1%	712	816	+14.6%	3,403	3,544	+4.1%	1,451	1,687	+16.3%	771	787	+2.0%	2,347	2,781	+18.5%	263	277	+5.4%

(備考)電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

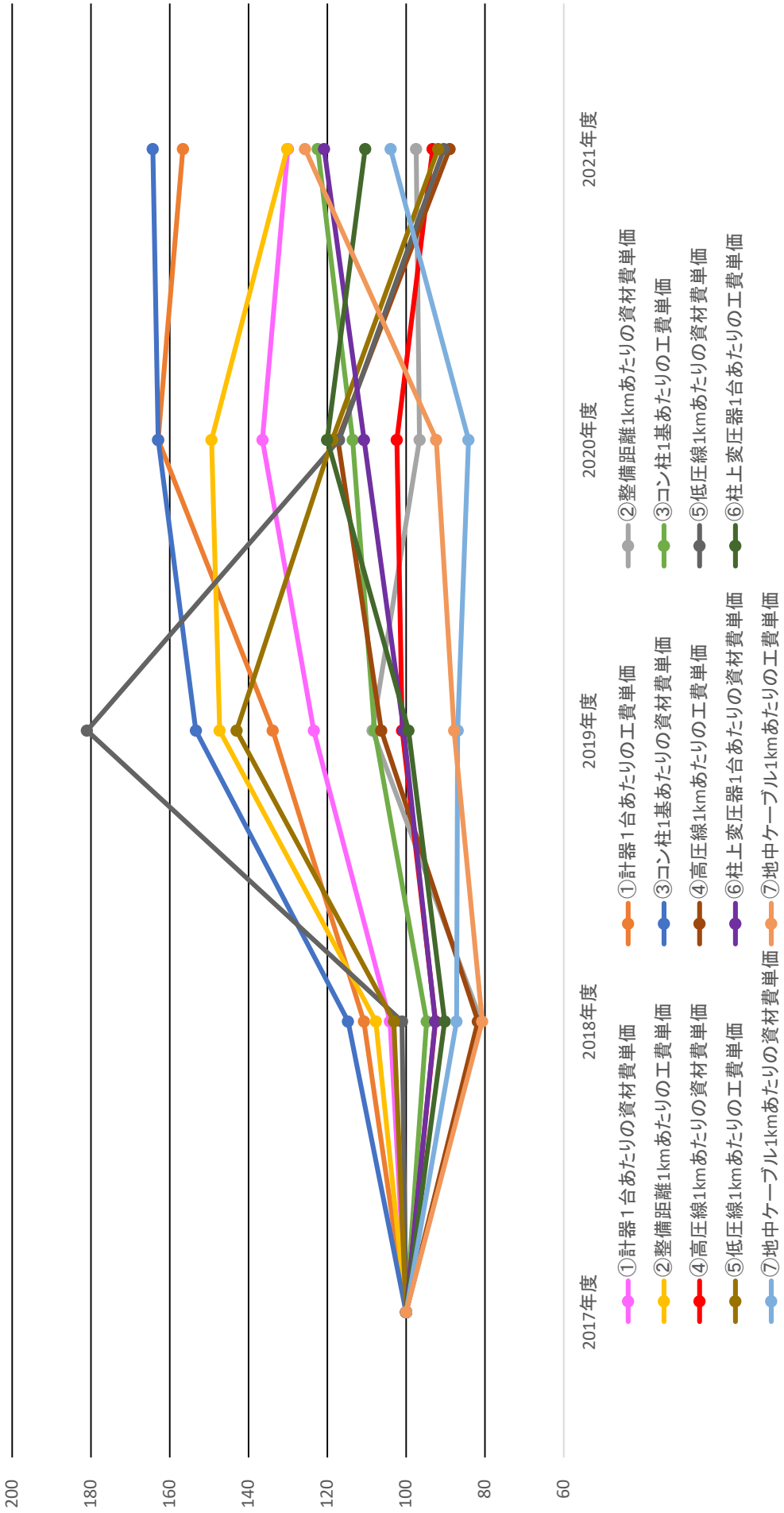
※各社の金額は、各期間の平均金額によるもの

2.既存ネットワークの物品費・工費の単価の変化(1)

別添2-1

●2017年度から2021年度にかけて、単価は多くの品目で上昇傾向

①東京電力PG 配電系統 単位あたり資材／工費 単価インデックス(2017年=100)



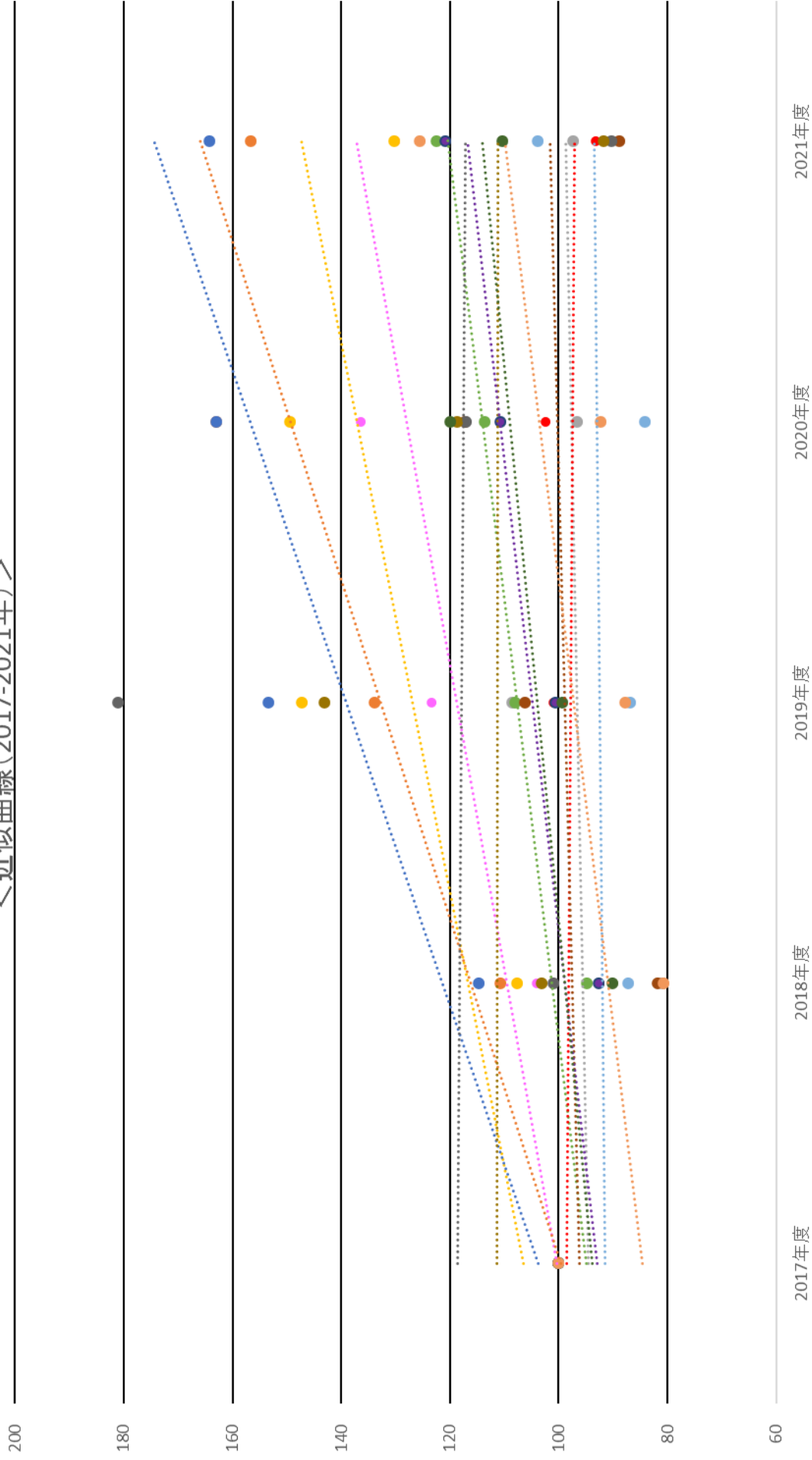
※ 東京電力PGのCAPEX(配電系統)における統計査定の対象項目となっている品目の物品費・工費の単価(①)

(備考)電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

2.既存ネットワークの物品費・工費の単価の変化(2)

別添2-2

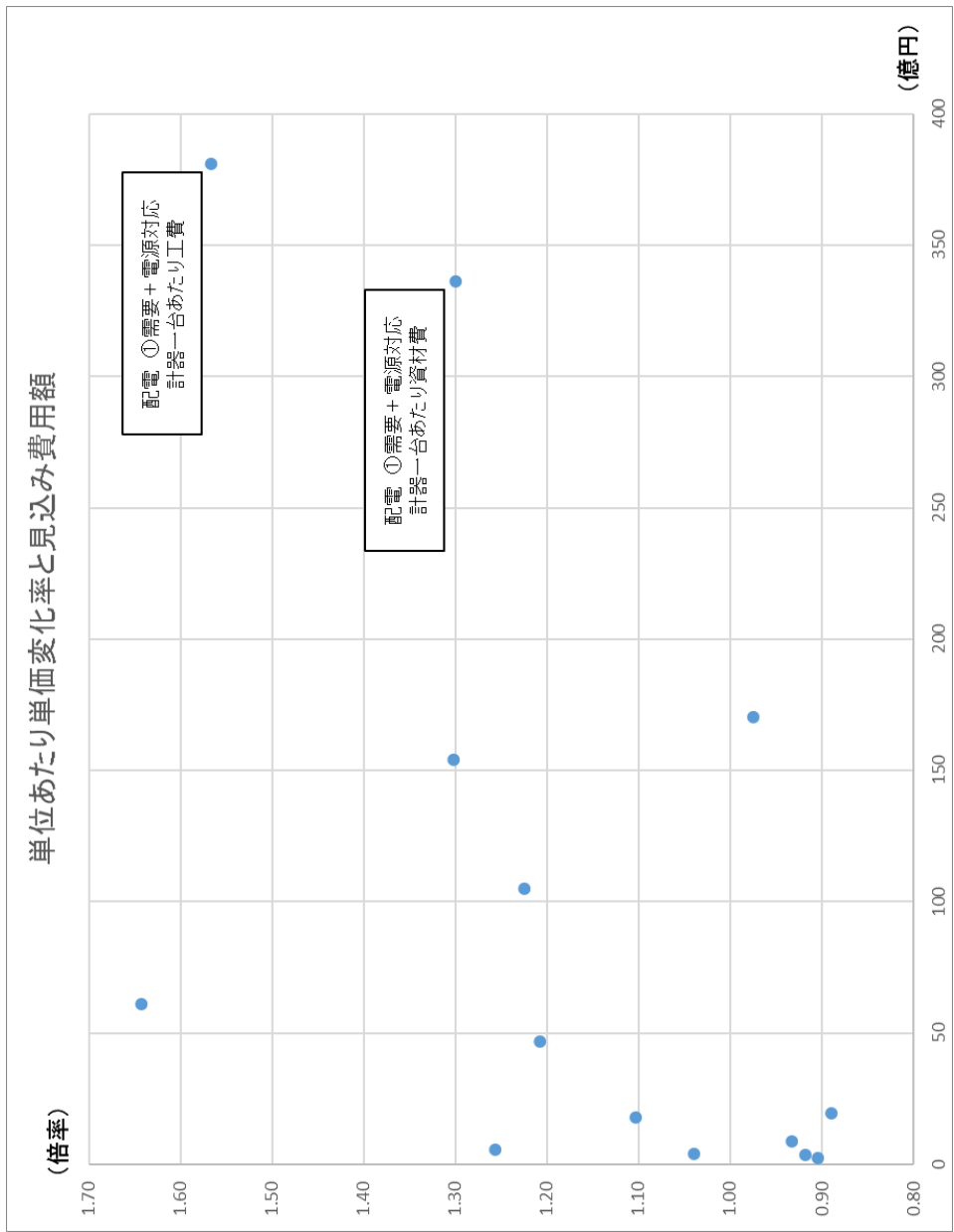
東京電力PG 配電系統 単位あたり資材/工費 単価インデックス(2017年=100)
<近似曲線(2017-2021年)>



※プロットは①と同じ単価データ、点線はそれらの近似曲線(線形近似) ②)
(備考)電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

2.既存ネットワークの物品費・工費の単価の変化(3)

●規模の大きな工事種別(需要＋電源対応の工費と資材費)のコストが上昇(グラフの右上の部分)
→ 全体費用に対するインパクトが大きいことが分かる



※ 縦軸は、①②で用いた単価の2017年度に対する2021年度の変化率。横軸は、各品目の見込み費用額(2023年度から2027年度)の平均年額。

(備考)電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

- 2017年度から2021年度における単価上昇について、適切に規制期間(2023年度から2027年度)における単価の見積もり
に反映することで、費用削減の余地の可能性があるのではないか

物品費・工事費の単価の変化と収入見通しに盛り込まれた費用額

	2017-2021年度 の単価の変化 (倍率)	2023-2027年度 の平均年額 (億円)	年あたり インパクト (億円)
北海道電力	0.97	189	-6
東北電力	1.03	487	13
東京電力	1.29	1314	297
中部電力	1.30	537	123
北陸電力	1.02	121	2
関西電力	1.24	431	84
中国電力	1.11	382	38
四国電力	1.23	151	28
九州電力	0.96	403	-17
沖縄電力	1.02	46	1

※1 「2017-2021年度の単価の変化(倍率)」は、14品目の単価変化率についての2023年度から2027年度までの見込み費用額を用いた加重平均

※2 「年あたりインパクト」は、その単価上昇がなかった(2017年の単価が維持された)と仮定した場合の「2023-2027年度の平均年額」と各事業者の事業計画に盛り込まれた費用額(平均年額)の差

(備考) 電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

4. 工事発注に係る競争性の実効性の確保

別添4

- 工事種別ごとに落札金額上位3社の状況を年度ごとに見てみると、順位や事業者が固定している傾向が見られるほか、近年その傾向が高まっているケースも一部見られる

東京電力PG

架空送電工事

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
1位	A社	A社	D社	F社	F社	A社	A社
2位	D社	D社	A社	E社	C社	F社	B社
3位	E社	E社	B社	B社	B社	C社	C社

地中送電66kV工事

1位	A社	D社	D社	D社	A社	A社	A社
2位	F社	B社	B社	A社	B社	B社	B社
3位	C社	E社	A社	B社	C社	C社	C社

15

変電工事

1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	C社	C社	C社	C社	B社	B社	B社
3位	B社	B社	B社	B社	C社	C社	C社

配電架空線工事

1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	C社	B社	B社	B社	B社	B社
3位	D社	B社	C社	C社	C社	C社	C社

送電鉄塔

1位	C社	B社	C社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	A社	A社	C社	C社	B社	B社
3位	A社	C社	B社	B社	B社	C社	C社

送電電線

1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	B社	B社	C社	C社	B社	B社
3位	F社	E社	D社	B社	B社	C社	C社

地中送電154kV

1位	D社	A社	B社	A社	A社	B社	A社
2位	A社	C社	A社	C社	B社	A社	B社
3位	B社	B社	C社	B社	C社	C社	C社

変電変圧器

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
1位	A社	B社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	B社	A社	B社	B社	B社	B社	B社
3位	-	C社	C社	C社	C社	C社	C社

変電遮断器GOB

1位	A社	A社	A社	C社	B社	A社	A社
2位	B社	B社	E社	B社	C社	C社	B社
3位	C社	E社	C社	E社	A社	D社	C社

変電遮断器GIS

1位	A社	A社	A社	D社	A社	A社	A社
2位	-	D社	D社	A社	D社	C社	B社
3位	-	-	E社	-	B社	-	-

コンクリート柱

1位	C社	C社	C社	C社	A社	A社	A社
2位	D社	D社	D社	A社	B社	C社	B社
3位	E社	E社	E社	B社	C社	B社	C社

アルミ電線

1位	A社	A社	B社	B社	A社	A社	A社
2位	B社	B社	A社	C社	C社	C社	C社
3位	C社	C社	C社	A社	B社	B社	B社

柱上変圧器

1位	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社
2位	D社	D社	D社	D社	B社	B社	B社
3位	C社	C社	C社	C社	C社	C社	C社

配電ケーブル

1位	E社	E社	E社	F社	F社	F社	F社
2位	B社	F社	F社	C社	D社	D社	B社
3位	A社	B社	C社	D社	C社	B社	D社

(備考) 電力会社から電力・ガス取引監視等委員会に提供されたデータをもとに、消費者庁の協力を得て公表した消費者委員会事務局資料

【参考】

1. 消費者の視点から見た電気料金

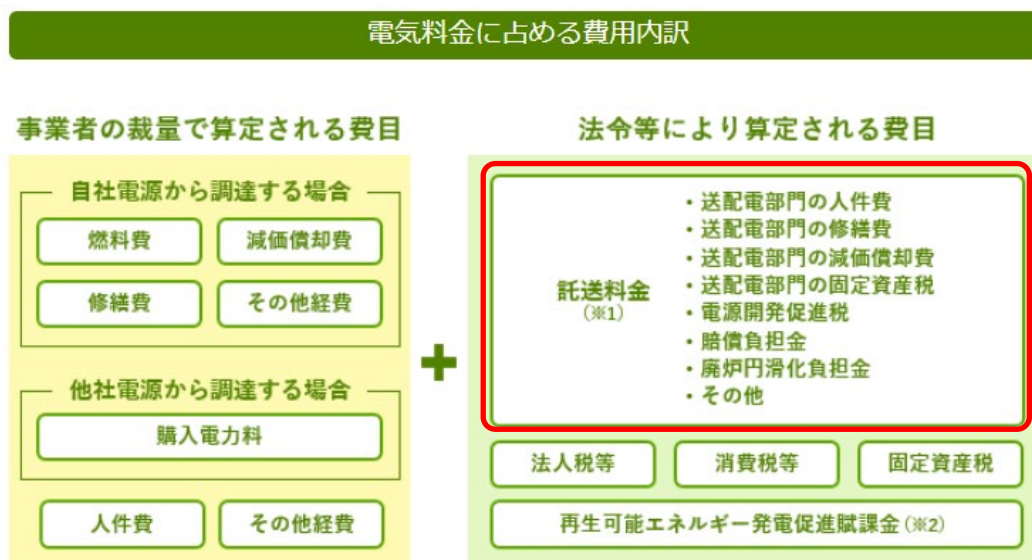
(1) 家庭向け電気料金の推移



出所：総務省消費者物価指数より作成

(2) 電気料金の内訳

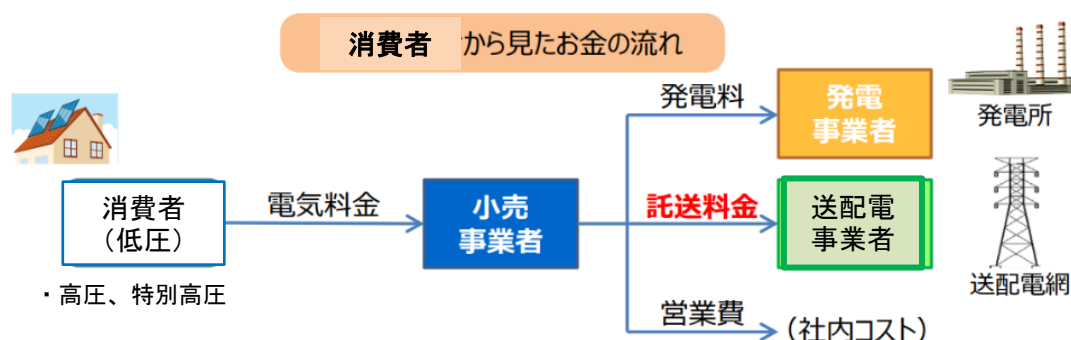
【図表 1】



出所：資源エネルギー庁 HP 掲載資料を基に作成

- 託送料金は、電気を送る際に利用する送配電網の利用料金として、小売電気事業者を通じて、一般送配電事業者に支払うこととなる費用である。

【図表 2】



出所：資源エネルギー庁 HP 掲載資料を基に作成

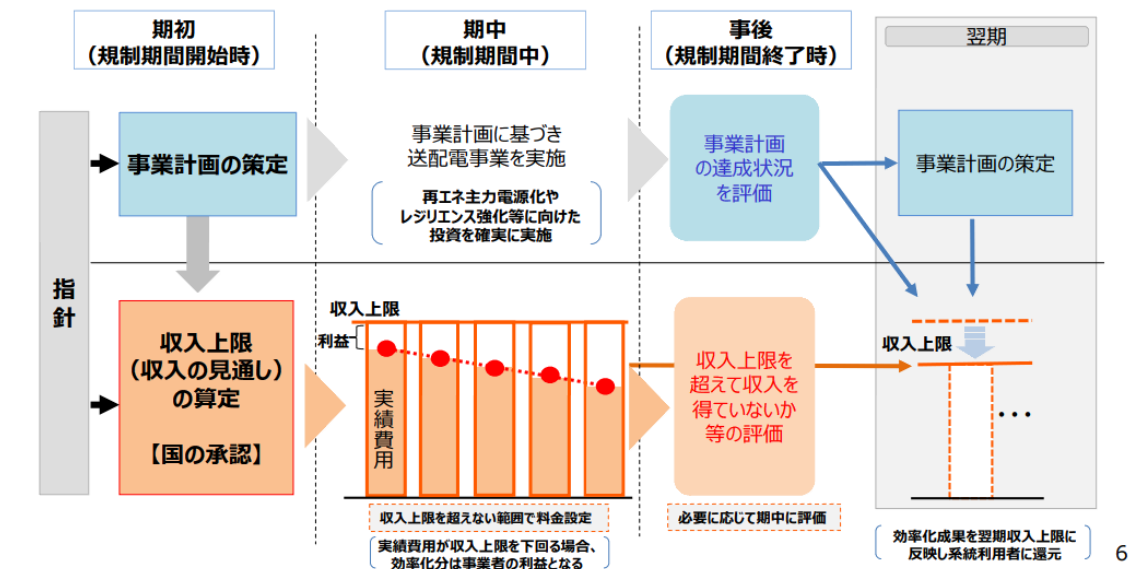
2. レベニューキャップ制度の全体像

- レベニューキャップ制度は、一般送配電事業者における必要な投資の確保（送配電網の強靱化）とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることを狙いとしている制度である。規制期間中（5年間）、一般送配電事業者が承認を受けた収入上限（収入の見通し）を超えない範囲で柔軟に託送料金を設定できるものであり、実績費用が収入上限を下回る場合、一般送配電事業者の利益の一部とし、コスト効率化のインセンティブとするものである。

【図表 3】

レベニューキャップ制度の全体像

- レベニューキャップ制度では、国が示した指針に沿って、一般送配電事業者が、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定し、実施に必要な費用をもとに収入上限を算定した上で、国に計画を提出する。
- 一般送配電事業者は、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できることとする。



出所：電力・ガス取引監視等委員会説明資料より

- 託送料金に含まれる費用は、レベニューキャップ制度導入に当たり、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」に基づき、下記のとおり算定されることとなる。

【図表 4】

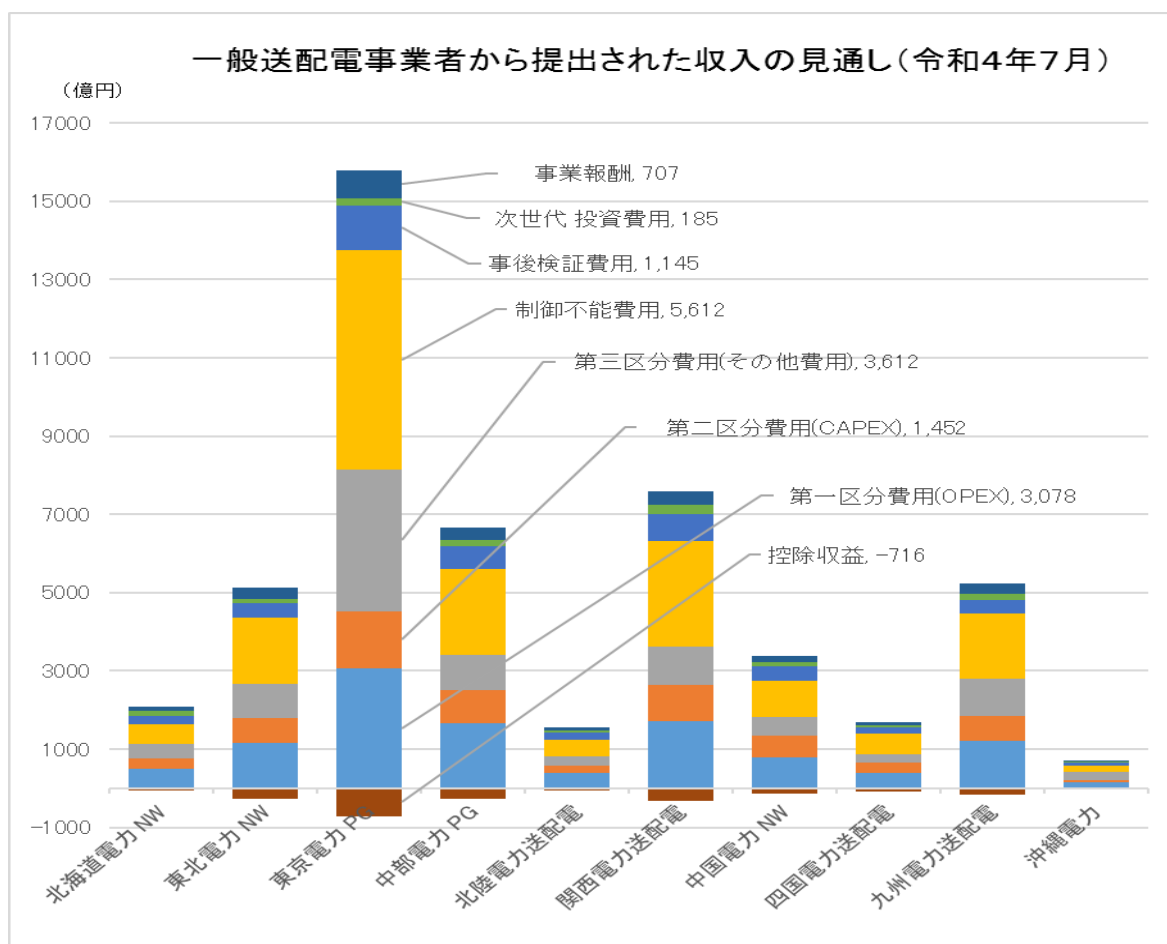
①第1区分費用 (OPEX 査定対象費用)	主に送変配電部門の人件費・委託費
②第2区分費用 (CAPEX 査定対象費用)	主に送変配電部門の新規投資に係る減価償却費及び固定資産税
③第3区分費用 (その他費用・廃炉等負担金)	その他費用、主に修繕費、託送料、固定資産除却費、離島供給費用、廃炉等負担金等
④次世代投資に係る費用	脱炭素化、レジリエンス強化、デジタル化、効率化等の便益をもたらす先進的な取組費用
⑤制御不能費用	主に送変配電部門の既存投資に係る減価償却費及び固定資産税、容量拠出金等の調整力の確保

	に係る費用、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、税金等
⑥事後検証費用	主に需給調整市場の調達費用等の調整力の確保に関する費用
⑦事業報酬	
⑧控除収益（▲）	主に電気事業雑収益

- 一般送配電事業者は、次に掲げる事業計画の策定が求められている。

【図表 5】

(1) 目標計画		
(2) 前提計画		
(3) 事業収入全体見通し		
(4) 費用計画		
	①第1区分費用 (OPEX 査定対象費用)	⑤制御不能費用
	②第2区分費用 (CAPEX 査定対象費用)	⑥事後検証費用
	③第3区分費用 (その他費用・廃炉等負担金)	⑦事業報酬
	④次世代投資に係る費用	⑧控除収益
(5) 投資計画		
	①設備拡充計画 (連系線・基幹系統、ローカル系統、配電系統)	
	②設備保全計画 (リスク量算定対象設備、リスク量算定対象外設備)	
	③その他投資計画 (送配電設備以外の投資対応)	
	④次世代投資計画	
(6) 効率化計画		



出所：各社の提出様式、事業計画等により電力・ガス取引監視等委員会作成資料を基に作成

(単位：億円)

	北海道電力 NW	東北電力 NW	東京電力 PG	中部電力 PG	北陸電力送配電	関西電力送配電	中国電力 NW	四国電力送配電	九州電力送配電	沖縄電力	合計
第一区分費用(OPEX)	498	1,167	3,078	1,671	388	1,710	777	405	1,203	144	11,043
第二区分費用(CAPEX)	276	626	1,452	842	196	931	577	251	642	68	5,860
第三区分費用(その他費用)	360	871	3,612	898	225	991	478	226	962	204	8,827
制御不能費用	491	1,699	5,612	2,195	433	2,690	917	513	1,662	159	16,371
事後検証費用	226	360	1,145	588	195	692	358	157	329	88	4,137
次世代 投資費用	122	118	185	145	42	221	108	66	168	20	1,194
事業報酬	107	280	707	320	72	347	154	69	279	39	2,374
控除収益	-65	-274	-716	-274	-57	-309	-139	-87	-172	-8	-2,101
収入の見通し計	2,015	4,846	15,076	6,386	1,494	7,273	3,230	1,600	5,071	714	47,705

(出典) 各社の提出様式、事業計画等により電力・ガス取引監視等委員会事務局作成、億円未満を四捨五入

※各社の金額は、期制期間平均によるもの

- 電力・ガス取引監視等委員会は、一般送配電事業者から提出された事業計画について、料金制度専門会合において検証・審議を進めている（令和４年７月２９日以降計１３回開催）。なお、審議内容はインターネット中継で常時公開されている。

消費者委員会公共料金等専門調査会意見 についての料金制度専門会合としての考え方 (案)

第28回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年12月7日



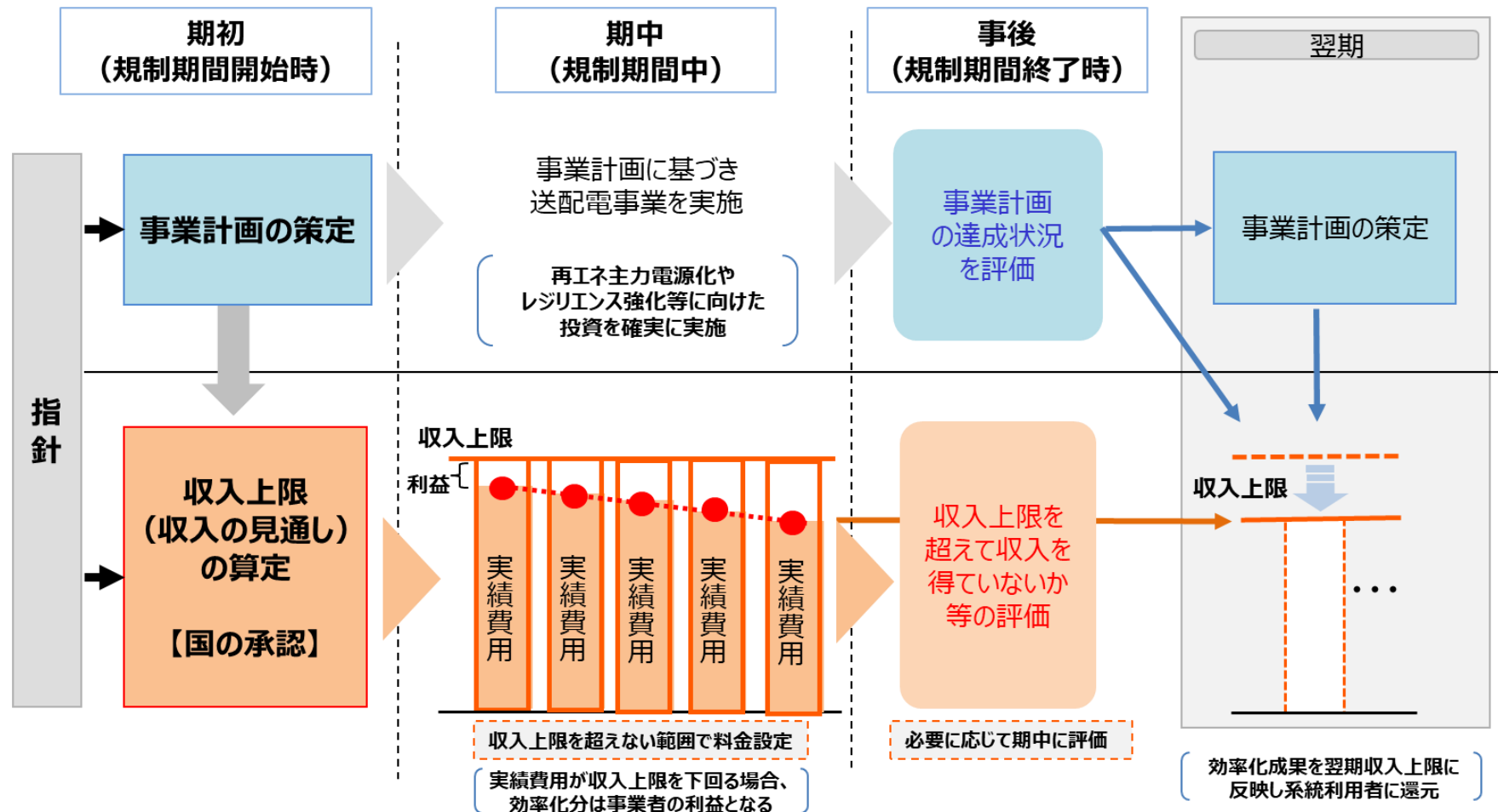
1.消費者庁・消費者委員会からの意見について

2.意見についての料金制度専門会合としての考え方

3.今後の検討について

新たな託送料金制度について（レベニューキャップ制度）

- 一般送配電事業者が、規制期間（５年間）ごとに、収入上限（レベニューキャップ）について承認を受け、収入上限の範囲内で託送料金を設定する新たな制度の導入を予定※。 ※2023年度より開始予定
- 一般送配電事業者における再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図るための必要な投資の確保とコスト効率化を両立させることを目的とする。



第1 規制期間における「収入の見通し」の検証内容（概要）

- 各区分費用ごとに統計査定及び個別検証を組み合わせる丁寧な検証を実施。



効率化係数の設定の検証

「収入の見通し」の適切な算定に係る検証について

- 本年7月20日、資源エネルギー庁で開催された総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、一般送配電事業者に対して、適切な「収入の見通し」の算定を進める観点から、「収入の見通し」の関連書類の提出を求めるとともに、電力・ガス取引監視等委員会にて必要な検証を開始するよう整理がなされた。
- これを踏まえ、一般送配電事業者10社から提出された「収入の見通し」の算定に関する書類が資源エネルギー庁から本委員会に送付されたことから、**7月28日より電力・ガス取引監視等委員会において検証を開始。**
- 具体的には、料金制度専門会合において、11月28日まで**14回の会合を実施。11月28日の会合で、それまでの検証内容についての中間整理**が行われた。
- 本検証においては、費用項目毎に事務局から一般送配電事業者に対して行われたヒアリング及び検証については、延べ約13,000時間。委員から事務局に対するヒアリングは、延べ19回、約30時間実施。

料金制度専門会合委員

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合 委員

(座長) (専門委員)

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

(敬称略)

(委員)

北本 佳永子 EY新日本有限責任監査法人 常務理事 パートナー 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(敬称略・五十音順)

(専門委員)

安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ポストンコンサルティンググループ

マネージング・ディレクター&パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村上 千里 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント

・相談員協会 理事

(敬称略・五十音順)

委員構成 (計4チーム)

※五十音順

チームA	東條委員	圓尾委員	村上委員
------	------	------	------

チームB	男澤委員	松村委員	山内委員
------	------	------	------

チームC	梶川委員	川合委員	平瀬委員
------	------	------	------

チームD	安念委員	北本委員	華表委員
------	------	------	------

【参考】料金制度専門会合における検証の経緯

令和4年7月25日 一般送配電事業者10社による「収入の見通し」の算定に関連する書類の提出

第14回（ 7月29日） 今後の検証事項、一般送配電事業者による事業計画説明（5社） など

第15回（ 8月 3日） 一般送配電事業者による事業計画説明（5社）、今後の検討体制

第16回（ 8月 8日） 検証作業項目（案）、目標計画等の確認の観点、CAPEX統計査定方法

第17回（ 8月29日） 目標計画・前提計画（需要）の確認内容、OPEX（統計査定前）

第18回（ 9月 7日） 制御不能・事後検証費用（調整力費用以外）、事業報酬率

第19回（ 9月15日） OPEX（統計査定前・再）、CAPEX（統計査定結果）、次世代投資費用

第20回（ 9月22日） OPEX（統計査定結果）、前提計画（再エネ連系量）の確認内容 など

第21回（10月 5日） 制御不能・事後検証費用（調整力費用）、その他費用、控除収益 など

【参考】「国民の声」実施（10月5日～11月4日）、消費者委員会公共料金等専門調査会での審議・当事務局のオブザーバー参加（10月7日～）

第22回（10月19日） OPEX（個別検証）、CAPEX（無電柱化）、その他費用（託送料） など

第23回（10月26日） CAPEX（施工力）、その他費用（修繕費など）、次世代投資費用 など

第24回（11月 4日） CAPEX（投資量、高額案件など）、次世代投資費用 など

第25回（11月14日） CAPEX（その他投資など）、効率化計画、レートベース など

第26回（11月21日） 効率化係数の設定範囲 など

第27回（11月28日） 「収入の見通し」に関するこれまでの検証内容について

消費者庁・消費者委員会からの意見について

- 本料金制度専門会合においては、消費者関係者として村上千里専門委員が参加するとともに、河野康子氏（全国消費者団体連絡会前事務局長）と榎橋康英氏（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））がオブザーバーとして参加。（第14回～第27回会合まで）
※第27回会合において、河野康子オブザーバーから、料金制度専門会合の資料や議論の様子がインターネットで公開され、かつ、消費者が意見を言う機会が確保されていたことを評価する旨の発言があった。
- 消費者委員会公共料金等専門調査会の3回の会合には電取委事務局から出席するとともに、消費者委員会事務局の調査に協力。料金制度専門会合において、公共料金等専門調査会の議論内容をオブザーバーである榎橋消費者庁参事官から2度にわたり報告した上で議論。
- この上で、11月29日、消費者委員会公共料金等専門調査会の意見を踏まえた消費者委員会答申を受けて、河野消費者担当大臣から西村経済産業大臣に対し、電力託送料金について意見が提出されたところ。
- 同意見においては、「これらの疑問点の解消に向けて必要な対応を早急に行うことを求める」とされているところ、料金制度専門会合としての考え方を整理することとしたい。

消公協第261号
令和4年11月29日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
河野 太郎
（公印省略）

託送料金の妥当性について（意見）

令和4年10月5日付けで内閣総理大臣から消費者委員会へ「消費者利益を擁護する観点から、電気料金のうち、託送料金の妥当性について」諮問を行ったところ、令和4年11月28日付けで消費者委員会から内閣総理大臣への答申を受けた。

現下の物価上昇の局面下において、電気料金に対しては消費者の関心は高く、電気料金の家計負担軽減のための支援策の導入も予定されている。こうした中で、電気料金に大きな影響を与える託送料金の水準の決定に当たっては、消費者の理解を得られるように慎重に行うことがますます重要となっている。今回消費者委員会の答申においては、一般送配電事業者の事業計画や電力・ガス取引監視等委員会の審査について、消費者利益の擁護の観点から一層の明確な説明が求められる点など疑問点の指摘もなされている。現在の状況にも鑑み、これらの疑問点の解消に向けて必要な対応を早急に行うことを求める。

なお、市場の監視機能、競争促進の役割を担う電力・ガス取引監視等委員会については、消費者利益の擁護の観点からも、より一層の中立性、独立性の確保、専門的知見の向上や体制強化が図られることを期待する。

また、託送料金のみならず、今後規制料金の値上げの審査も予定される中、成長と分配の好循環の実現の観点から「公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての消費者庁における主なチェックポイントについて」（令和4年8月19日付け消公協第183号）の趣旨も踏まえ、下請事業者を含む労働者の賃上げにも十分配慮されたい。

- 1.消費者庁・消費者委員会からの意見について
- 2.意見についての料金制度専門会合としての考え方**
- 3.今後の検討について

(1) 統計的手法やトップランナー的補正による査定

- もともと地域独占で競争が働いていない一般送配電事業者間の比較の妥当性、トップランナー的補正が中央値や10社中第3位の値をベースとしていることの妥当性については明確な説明がなされておらず、明らかにされる必要がある。
- 第4位以下の事業者によるキャッチアップを促すだけでなく、先行事業者（第1位から第3位）に更なる取組を促す観点からの検討も必要である。
- 各社から提出されている事業計画について、各論での統計的手法を用いての査定の積み上げがなされているところ、全体としてどのように効率化が図られているかについて明確な説明が必要である。

対応：以下のとおり説明を明確化する

- 一般送配電事業者10社を横比較することにより、効率性に劣る事業者について、比較的効率性の良い事業者の費用水準に揃えることが求められる。これにより、10社間で、擬似的な競争を働かせることも可能となる。
- このとき、効率化によっても達成が難しい水準まで金額を査定することは、送配電事業者による投資量の削減などを引き起こすおそれがあることに注意が必要。特殊事情を排除するため、CAPEXの主要設備の単価に係るトップランナー補正については、1位、2位ではなく、3位を採用している。
- 1～3位についても、効率化の度合いが十分としているものではなく、更に効率化を促すため、10社に効率化係数（5年で2.5%、年率0.5%）を適用することとしている。
- なお、統計的査定手法を導入しているOPEX及びCAPEXについては、個別査定の実施や効率化係数の設定も行っており、統計的手法のみで査定しているものではない。また、英国等においても、一般送配電事業者の料金審査において、事業者間の横比較の手法がとられており、上位25%点を参照値としている。
- 全体としては、現行料金原価からの上昇幅を、10社平均で30%強、減額査定しており、減額査定したものについては、経営効率化等による達成を求めている。

【参考】英国におけるトップランナー査定

- 英国RIIO 1 におけるコスト査定において採用しているモデルのひとつである、コスト分解モデル（Disaggregated model）の中で、各社データの中央値等を査定の適正単価の参照値としている。
 - ※Disaggregated model：コストを項目別に分解し、各々について回帰分析等の算出モデルを構築して積み上げることで全体コストを算出するモデル。
- 加えて、さらなる効率化が必要との判断から、Upper Quartile(UQ)を活用している。これは、モデル試算結果（コスト）から、効率性が高い順に並べて、その上位25%点となる比率を特定（UQ比率）し、当該UQ比率を一律に適用するもので、これにより、さらなる効率化を織り込んだ査定を行っている。

【参考】第1 規制期間における「収入の見通し」の検証内容（概要）

OPEX及びCAPEXのうち、統計査定以外の手法を用いている箇所

- 各区分費用ごとに統計査定及び個別検証を組み合わせる丁寧な検証を実施。

OPEX（第一区分費用）

①シンボリック費用等の精査

②統計手法を用いた横比較・トップランナー補正等（重回帰分析）

③一般送配電事業者からの申し出があった費用の個別査定

CAPEX（第二区分費用）

主要設備

投資量の妥当性について個別査定

①統計手法を用いた横比較・トップランナー補正等（重回帰分析、中央値）

②一般送配電事業者から申し出のあった費用の個別査定（無電柱化など）

その他設備

①CAPEX主要設備の査定率の適用

②①の検証結果の上回り分について個別査定

その他投資

（通信工事、システム、建物等）

過去実績等を踏まえつつ、投資件名ごとの個別査定

その他費用（第三区分費用）

その他費用

（修繕費、支障木伐採費用等）

①CAPEX主要設備の査定率の適用
個別査定

②①の検証結果の上回り分について個別査定

控除収益

個別査定（実績収益を収入上限に反映）

制御不能費用

個別査定

事後検証費用

個別査定

次世代投資費用

①申請された投資件名について、次世代性の区分精査

②投資件名ごとの個別査定

事業報酬、追加事業報酬

事業報酬率の見直し、レートベースの査定

効率化係数の設定の検証

【参考】統計査定後の個別検証の例

第22回 料金制度専門会合
資料4

（４）無電柱化 ①共同溝 – 東京電力PG個別説明の概要 –

- 無電柱化・共同溝の投資単価について、東京電力PGより説明の申し出があったため、その合理性について検証を行った。
- 具体的には、東京電力PGによれば共同溝の単価（1.85億円/km）は都市の狹隘地区及び島嶼地区で行うことから割高になるという説明があった。また、これは東京都による「無電柱化チャレンジ支援制度」及び「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき、東京電力PGのみ実施する必要があるとのことであった。
- そのため、①ベース単価（過去3か年平均：1.69億円/km）、東京都による無電柱化対応事業としての②チャレンジ支援制度影響（過去実績を用いて算定したベース単価に対する増分として0.1億円/km）、③島嶼部対応影響（過去実績を用いて算定したベース単価に対する増分として0.06億円/km）の各単価の妥当性について検証を行った。

（１）東京電力PGの中央値を用いた査定結果

（単位：億円）

物品費/工事費	数量	統計査定結果 (A)		各社提出値 (B)		統計査定結果 －各社提出値 (A-B)	
	km	推計単価	推計費用	単価	費用	単価	費用
物品費	822	0.79	653	0.97	795	▲ 0.17	▲ 142
工事費		0.67	554	0.88	719	▲ 0.20	▲ 165
計		1.47	1,207	1.85	1,514	▲ 0.37	▲ 307

（２）東京電力PGの申請値の内訳について（東電ヒアリング結果）

（単位：億円/km）

	根拠	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
①ベース単価	3か年平均	1.69	1.69	1.69	1.69	1.69
②チャレンジ支援制度影響	過去実績（巣鴨）	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
③島嶼部対応影響	過去実績（大島）	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
申請値(計)		1.85	1.85	1.85	1.85	1.85

検証方法

ベース単価、チャレンジ影響、
島嶼部影響のそれぞれにつ
いて、見積り単価の妥当性
について検証した。

【参考】統計査定後の個別検証の例

(4) 無電柱化 ①共同溝 – 東京電力PG個別説明の検証結果 – 1 / 2

- 東京電力PGにおける無電柱化・共同溝の提出値については、①ベース単価（過去3か年平均：1.69億円/km）、東京都による無電柱化対応事業としての②チャレンジ支援制度影響（過去実績を用いて算定したベース単価に対する増分として0.1億円/km）、③島嶼部対応影響（過去実績を用いて算定したベース単価に対する増分として0.06億円/km）を基に、1.85億円/kmの費用を計上している。
- このうち、①ベース単価については、これまで、(1)既存ストック方式の拡大、(2)仮復旧材の活用、(3)管路材の変更などにより、2019年実績（1.78億円/km）→2021年実績（1.59億円/km）のコストダウンが図られているとの説明があった。
- このうち、(2)、(3)については、既に無電柱化・共同溝の工事において全面的に適用がなされているところ、(1) 既存ストックの拡大については、現在の適用率が過去実績ベースで7%程度であり、これについてさらに体制整備を行いながら適用率の拡大を行うことが可能（10%程度）と考えられることから、これを踏まえた①ベース単価を算出すべき。

■ ベース単価の提出値

		2019年度	2020年度	2021年度
資材単価	億円/km	0.93	0.82	0.83
工事単価	億円/km	0.85	0.87	0.76
工事費単価	億円/km	1.78	1.69	1.59

東電PG提出値
3か年平均
1.69/km

■ ベース単価の検証値

		2019年度	2020年度	2021年度
資材単価	億円/km	0.93	0.82	0.83
工事単価	億円/km	0.85	0.87	0.76
工事費単価	億円/km	1.78	1.69	1.59※

東電PG提出値 直近実績
※さらに2021に含まれるチャレンジ影響
及び島嶼部影響を控除（1.57/km）
+
既存ストック方式の拡大効果
（▲0.015/km）

+ 既存ストック方式の拡大効果（▲0.015億円/km）

1.555/km

(4) 無電柱化 ①共同溝 – 東京電力PG個別説明の検証結果 – 2 / 2

●前述のとおりベース単価を補正した上で、②チャレンジ支援制度影響及び③島嶼部対応影響については、過去実績値（巣鴨）に加え、規制期間の工事予定件名の影響額の検証も行った結果、過去実績値と同水準であることが確認できたことから、申し出（提出値ベース）どおりの費用増加影響があることを認めることとし、これを踏まえた検証の結果、以下の値（1.71億円/km）をベースに規制期間における費用計上を認めることとした。

	数量 km	計上根拠	規制期間 (提出値) 億円/km		査定根拠	規制期間 (検証結果) 億円/km
①ベース単価	822.0	2019～21年度実績	1.69		2021年度実績	1.55
②チャレンジ支援制度影響	内数 18.2	巣鴨実績ベース (過去実績)	0.10		巣鴨実績ベース(過去実績)に加え、規制期間実施予定エリアの単価の検証	0.10
③島嶼部対応影響	内数 40.7	大島実績ベース (過去実績)	0.06		大島実績ベース(過去実績)に加え、規制期間実施予定エリアの単価の検証	0.06
計			1.85			1.71
総額			1,514億円			1,410億円※

※さらに効率化係数を設定

【参考】効率化係数の対象費用

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- 一般送配電事業者に特に効率化を求めていく以下の費用について、効率化係数の対象とする。

査定における費用区分



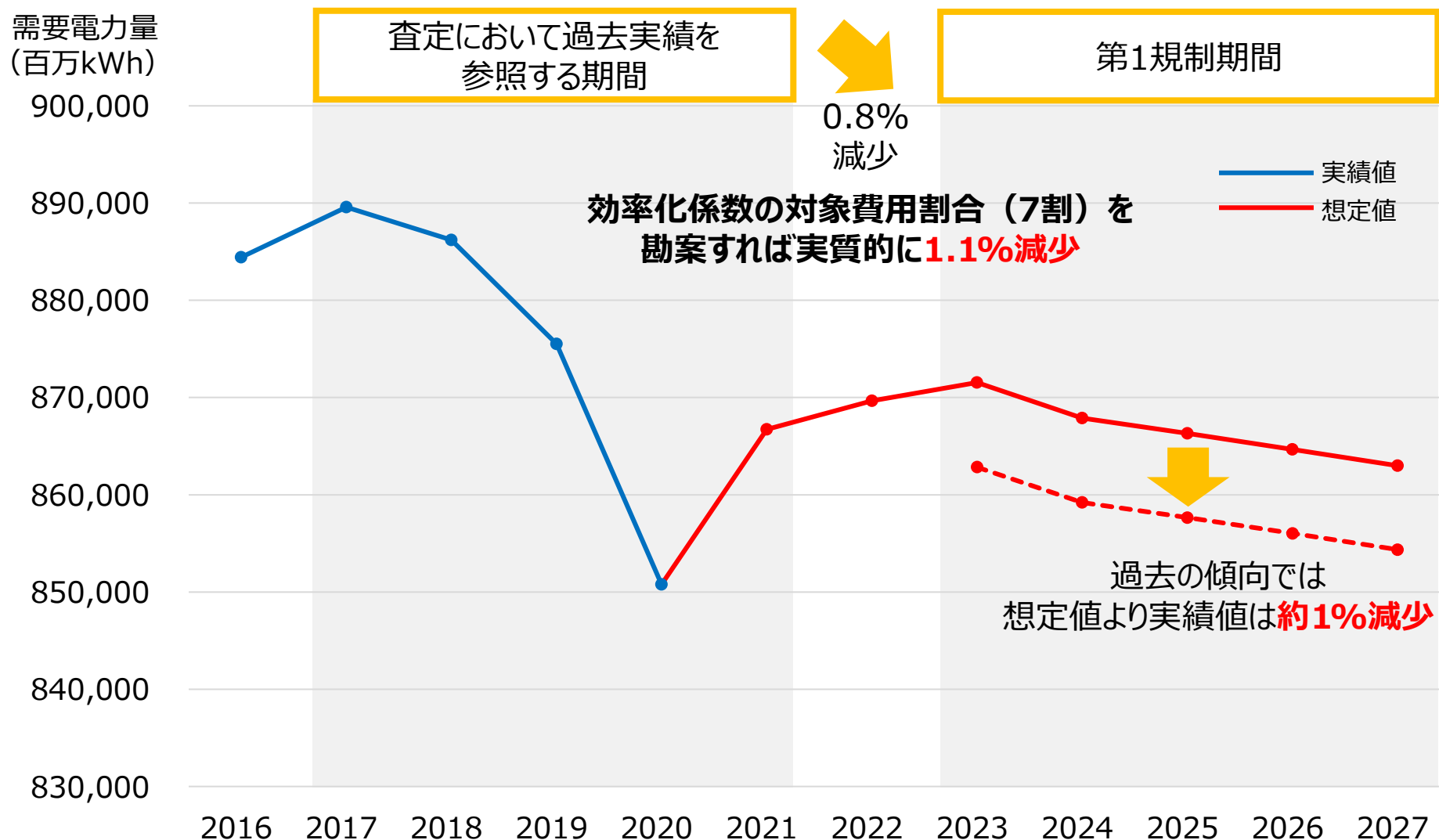
【参考】効率化係数の設定について

- 効率化係数の設定に当たっては、需要減少時に伴い中長期的に減少することが期待される費用を加味する観点から、規制期間において想定される**需要減少率約1.1%／5年を参考とする案【案1】が、議論の発射台として考えられるところ。**
- 一方で、第1規制期間において限定的なインセンティブ設定とする方針の我が国と状況が類似しているという理由から、**ドイツ（＝インセンティブは設定せず）の第2規制期間における効率化係数7.5%／5年（年率1.5%）を参考とした場合**、ドイツにおける効率化係数の対象費用の割合（2割）と、我が国のレベニューキャップ制度における効率化係数の対象費用の割合（7割）を用いて**補正をすると、効率化係数は約2.1%となる【案2】。**
- さらに、**【案1】として示した需要減少率は、過去の供給計画における実績値が、想定値から約1%減少する傾向にあることを加味すると、**効率化係数の対象経費の割合（7割）を用いて補正した場合、**約2.5%となり、当該値を効率化係数として設定することも考えられる【案3】**
- 上記を踏まえ、**海外比較による定量的な観点から妥当な効率化係数の設定を検討した場合、【案2】2.1%／5年の水準が考えられるところ、我が国の第1規制期間においては、事業者にコスト効率化を求める観点から、抑制的な水準値とする方向で検討しているインセンティブ水準等とは異なり、より野心的な目標を設定することとし、【案3】の2.5%／5年を設定する。**

案1	● 査定時に過去実績を参照する期間（2017～2021年度）と規制期間（2023～2027年度）を比較した際の需要減少率を、効率化係数の対象費用の割合（7割）を用いて補正	5年 1.1%（年率0.22%）
案2	● ドイツの第2規制期間における効率化係数値を参照して算出	5年 2.1%（年率0.425%）
案3	● 定量的に想定し得る上記効率化目標から、さらに追加的な効率化を目指して設定 （案1の需要減少率に、供給計画における想定ズレをさらに加味）	5年 2.5%（年率0.5%）

【参考】需要電力量の見通し

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）



（出典）2021年度 全国及び供給区域ごとの需要想定について（広域機関）

効率化計画の検証事項

- 本検証においては、各一般送配電事業者の物品費、工事費の調達状況等を踏まえ、以下の①～③の事項について、効率化計画の取組内容の検証及び各社の方針について各社へのヒアリング等を実施。

①調達コストの管理方法

②コスト削減に向けた手法（工事発注等に係る競争性の実効性確保）

③中長期的なコスト削減に向けたモニタリング方法の確保

①調達コストの管理方法

第25回 料金制度専門会合
資料8-1

- 調達コストの管理方法について、各社の方針は以下のとおりであり、効率化計画の内容に加え、追加ヒアリングにより、具体的な取組内容（下線部）等を確認。こうした具体的な取組内容についても効率化計画に明記を求めることとしたい。

北海道電力 NW	● 経営層をトップとした「調達検討委員会」の指導・助言のもと発注プロセスの透明性確保と更なる 資機材調達コストの低減に向けた取り組みを推進。 ● 次世代スマートメーターを始めとした資機材の調達にあたっては、他社との仕様統一やRFIの実施により調達コストの低減を推進。
東北電力 NW	● 社長を議長とする「効率化推進会議」を設置し、効率化の取り組みを推進。 ● 予算策定、計画決定時の確認に加え、定期的な支出予想等においても確認を行い、計画の進捗状況やコスト増減要因を的確に把握。
東京電力 PG	● 取引先への効率化インセンティブとして、カイゼンへの協力度や成果を総合評価加点対象とし、評価項目ごとの配点・評価方法等の詳細を取引先へ開示する等、カイゼンの取組が総合評価により発注量に影響する制度を新たに導入。 ● 工法カイゼン等、全体的な効率化施策の取組状況、進捗について四半期単位のモニタリングを継続。
中部電力 PG	● 過去の効率化実績・至近の市場環境等を踏まえ、調達部門・技術部門が協働して品目・工種別に効率化施策を検討。 ● 施策別の効率化実績や品目・工種別の調達コスト実績など多角的にモニタリングを行い、効率化施策の改善を検討するなど、一層の調達コスト低減に向けP D C Aを展開。
北陸電力 送配電	● 調達低減ワーキングを設置し、全分野・品目を対象に調達価格の更なる低減を検討。 ● 共同調達会社の拡大、早期発注、複数年分のまとめ発注。 ● 製造および施行コストに関する原価分析を実施。
関西電力 送配電	● 物量と単価（資材+工事）の両面から効率化施策を検討の上、事業計画に反映。今後、定期的に各施策の効率化実績をモニタリング。 ● 調達コスト低減に向け、調達単価低減率の年度実績トレンドにより、調達環境を把握し、単価低減に向けた調達戦略を策定。
中国電力 NW	● 経営層がトップとなり、資材部門と技術主管部門が一体となって競争発注の拡大や仕様統一等による調達コスト低減を検討する「資材調達会議」を実施。 ● スマートメーターの主要な品目ごとに調達価格の推移を毎年度整理し、複数年契約等コスト低減に向けた取り組みを実施。
四国電力 送配電	● 調達価格の低減に向けた検討を行う「調達検討部会」を設置し、部門毎に立ち上げたワーキンググループにて、関係部署が一体となり検討を進めている。
九州電力 送配電	● 社長を委員長とする「効率化推進委員会」を設置し、経営全般における効率化に取り組むとともに、他産業出身者等の社外専門家を委員とした「調達改革推進委員会（九州電力）」と連携し、外部知見を活用。
沖縄電力	● 設備仕様（電柱の部材など）の見直し。 ● 石川火力発電所を有効活用し離島向けC重油の配送拠点とする運用を開始。 ● 品質マネジメントシステム（QMS）の構築や調達コスト低減検討会を通じた検討。

②コスト削減に向けた手法（工事発注等に係る競争性の実効性確保）

第25回 料金制度専門会合 資料8-1

- コスト削減に向けた手法について、各社の方針は以下のとおりであり、効率化計画の内容に加え、追加ヒアリングにより、具体的な取組内容（下線部）等を確認。こうした具体的な取組内容についても効率化計画に明記を求めることとしたい。

北海道電力 NW	● 共同調達、上流調達活動。 ● 競争発注、まとめ発注など各種競争施策を実施／新規取引先の調査など競争環境を整備。
東北電力 NW	● 新規取引先開拓、まとめ発注、早期発注、シェア配分競争、コスト低減提案の募集、複数年契約。 ● 国内外の企業に広く門戸を開き常に新規取引先を開拓／代表仕様競争や件名公開型指名競争、早期発注などの発注の工夫を実施。
東京電力 PG	● 従来、メーカーの範疇としていた設計や製造方法まで詳細に把握し、製造原価を共有した上で、要求性能や発注方法の見直し・仕様統一等の検討を推進。 ● 新規取引先拡大、まとめ発注、コスト低減提案の募集、複数年契約、早期発注、シェア配分競争。
中部電力 PG	● まとめ発注、コスト低減提案の募集、複数年契約、早期発注、シェア配分競争。 ● 2020年度から、配電工事において競争環境整備(新規参入拡大)を推進／新規取引先の参入や既存取引先の参入拡大を促進。
北陸電力 送配電	● 早期発注、まとめ発注、共同調達。 ● 競争発注(競争発注比率80%程度)、複数の調達先による多くの工種・物品の入札。 ● 新規取引先の開拓等による競争環境の促進と調達価格の低減、安定した資機材調達。
関西電力 送配電	● 取引先増、分離発注、リバースオークション、順位配分競争、公募、総合評価方式等。 ● 予見性確保（長期物量開示、早期発注等）や調達方法工夫（順位配分競争等）といった競争活性化に向けた取組みに加え、取引先との協働やバリューアナリシス（バリューチェーン上のあらゆる視点でのコスト削減）により、調達コスト低減に取り組む。
中国電力 NW	● 新規取引先開拓、まとめ発注、早期発注、複数年契約、共同調達。 ● 社外（コンサルティングファーム）の知見を活用するなど、資材部門を中心として競争発注の拡大を実施。（競争化プロセスの再構築やVE発注の拡大）
四国電力 送配電	● 新規取引先の発掘、リバースオークション（事前に開始価格を設定した上で、入札参加者にせり下げ方式による入札を行っていただき、時間内に最低価格を提示した入札者を落札者とする方式） ● 新規取引先の開拓に向けて、ホームページを通じて情報公開等を行い広く取引先を募集。 ● まとめ発注（パートナーシップ契約等）や順位配分方式等の調達の工夫を実施。
九州電力 送配電	● 新規サプライヤー開拓等による競争発注拡大、所要数量をまとめた集約購買、仕様統一化、サプライヤーの知見やノウハウを活用した共同VE活動、メンテナンス費用等も含めた総合的な経済性の追求。 ● 「まとめ発注等によるボリューム増」などの発注方式の工夫により、取引先の受注意欲向上につながるようなインセンティブを付与するなど、競争効果の拡大（競争性の実効性確保）に尽力。 ● 競争発注の更なる拡大や発注方式の工夫、新規取引先拡大による競争効果の更なる拡大に取り組むとともに、取引先との協働活動などによる調達コスト削減。
沖縄電力	● 複数の類似件名をまとめて発注する「まとめ発注」。 ● 競争発注先の拡大・強化／新規取引先の開拓等により競争先の拡大・強化や適切な工期・納期を設定し、適切な入札環境を確保。

③中長期的なコスト削減に向けたモニタリング方法の確保

第25回 料金制度専門会合
資料8-1

- 中長期的なコストの削減に向けたモニタリング方法の確保について、各社の方針は以下のとおりであり、効率化計画の内容に加え、追加ヒアリングにより、具体的な取組内容（下線部）等を確認。こうした具体的な取組内容についても効率化計画に明記を求めることとしたい。

北海道電力 NW	● 第3者知見の活用（社外コンサルを活用した原価分析・費用構造の見える化等を実施） ● <u>経営層をトップとし第三者（コンサルタント会社）も関与する「調達検討委員会」において、発注プロセスの透明性確保と更なる資機材調達コスト低減に向けた取組を継続。</u>
東北電力 NW	● 2021年10月に、副社長をCKO（チーフ・カイゼン・オフィサー）とする「カイゼン推進委員会」を設置し、カイゼンを通じた効率化・生産性の向上による経営基盤の強化に向けた取り組みを推進。 ● <u>工事計画を各組織階層において必要性・経済性・妥当性等に係る審査を経て策定し、資材調達担当個所や調達改革委員会等とも連携のうえ、資材・役務調達に係る調達価格の低減等を実施。</u>
東京電力 PG	● 生産現場の改善に長年取り組んでこられた有識者を特任顧問として招聘し、「改善活動チーム」を設置。 ● <u>調達方法の工夫に加え、工法カイゼン等、全体的な効率化施策の取組状況、進捗について四半期単位でモニタリングを行い、継続した効率化の実現に向けて取り組む。</u>
中部電力 PG	● <u>今回の検証結果（効率化への期待値）を反映した見積額を基準として、達成に向けた施策の検討を実施していくとともに、その達成および深掘りの状況について定期的（毎年度）に確認。</u>
北陸電力 送配電	● メーカーや施工者と協働で、製造及び施工原価の分析による価格低減余地を検証し、調達コストの低減を図っている。 ● <u>推進体制を基にした全社を挙げての抜本的な業務見直し等の取組の加速。</u>
関西電力 送配電	● <u>経営による審議等を通じて、これまでに外部の第三者から得た知見を活かしつつ、他社事例の取込みを推進する等、全社を挙げて効率化を推進（カイゼン活動等による業務効率化、主要9品目などの調達効率化を検討）</u>
中国電力 NW	● <u>「資材調達会議」において、競争発注の拡大や仕様統一等について検討し、コスト低減に継続的に取り組む。</u> ● <u>年度ごとに調達段階でどの程度のコスト削減ができたかモニタリング。</u>
四国電力 送配電	● <u>第三者による確認・検証について引き続き検討。</u> ● <u>「設備戦略委員会」において長期的な観点で踏まえ設備全般に係る投資戦略を審議し方針を決定したうえで工事計画を精査。更に「経営会議」および「取締役会決議」を経て計画決定し、個別件名の実施を最終判断。</u>
九州電力 送配電	● <u>2018年7月に社長を委員長とする「効率化推進委員会」を設置し、経営全般における効率化を推進。</u> ● <u>社外専門家を委員とした「調達改革推進委員会（九州電力）」と連携し、外部知見を活用。</u>
沖縄電力	● 設備点検等の周期見直し。 ● <u>品質マネジメントシステム（QMS）を通して各業務プロセスをチェックし、日々の業務の改善および効率化を実施。</u> ● <u>「調達コスト低減検討会」を立上げ、調達コスト低減にかかる各施策の実績、調達計画などを部門間で共有。</u>

(2) 効率化の確認態勢 ①

- 設備拡充・更新投資など既存のネットワークに係る費用の部分については当初提出された事業計画において、一般送配電事業者が妥当性をどのように判断したのか明らかでない。
- 平成29年度～令和3年度と比較すると、令和5年度～令和9年度のコストは増加している。一般送配電事業者は、効率化で削減する姿が示されるのではなく費用が増加している点について明確に説明すべきである。

対応：これまでの検証結果を説明

- 本年7月に各一般送配電事業者各社から提出された「収入の見通し」においては、現行原価（4.48兆円／年、10社合計値（以下同様））を約6.5%上回る4.77兆円となっていた。各社においてそれぞれ妥当と判断し提出してきたものと思われるが、**料金制度専門会合における検証の結果、現行原価に対する増加額については30%強、圧縮されるべきもの**と考えている。
- その上で、平成29年度～令和3年度と比較して、令和5年度～令和9年度の各社のコストが上昇している理由は、①**高経年化設備更新ガイドライン導入に伴う老朽鉄塔や送電線等、送変電設備に係る更新工事の増加**（拡充・更新合計で約200億円／年※1）や修繕費の増加（約200億円／年）、②**高経年化設備更新ガイドライン導入による電柱や配電線等、配電設備に係る更新工事増加**（拡充・更新合計で約100億円／年※2）、単独地中化などの**無電柱化事業の増加**（約50億円／年（共同溝方式は+180km/年、単独地中化は+40km/年））、③**制度対応や業務効率化のためのシステム等の投資増加**（約200億円／年）、④**燃料費上昇に伴う離島供給費用の増加**（約200億円／年）に加えて⑤**脱炭素、レジリエンス強化、DX・効率化のための次世代投資費用の増加**（約900億円／年）、⑥**調整力確保費用の増加**（約1,800億円／年）、などによるところが大きいものと考えている。

※1 制御不能費用に含まれる既存設備の減価償却費とCAPEXに含まれる新規設備の減価償却費の合計での比較による概算値。
ただし、比較する上での平仄を合わせるため、参照期間の数値は減価償却方法の変更後（定額法）の期間とする。

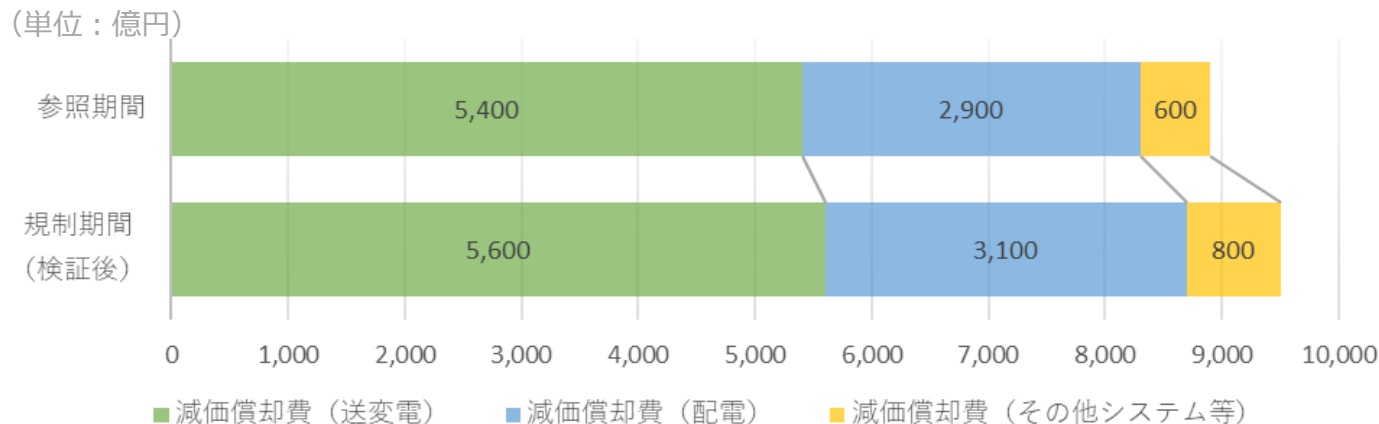
※2 CAPEXの取替修繕費での比較による概算値。

【参考】参照期間と規制期間（検証後）の費用比較

10社合計での費用比較（概算）



減価償却費（固定資産税含む）の内訳



(2) 効率化の確認態勢 ②

- 統計的手法やトップランナー的補正のみではなく、これまでの経年で評価することによって一般送配電事業者ごとに全体として毎年効率化が行われて費用が低減しているかどうかを精査しつつ、事業者としてどのように費用を管理し、それを達成しようとしているのか、どのような体制で費用低減、効率化を図り、管理しているのかなど、その取組についても確認をすることが必要である。
- OPEXやCAPEX等の項目ごとに査定するだけでなく、全体としてコスト削減の努力が図られているかどうかを確認することが重要である。

対応：これまでの検証結果を説明しつつ、今後に向けて更なる対応を速やかに検討

- ・ 第25回料金制度専門会合において、各社の効率化計画を検証し、調達コストの管理手法や、コスト削減に向けた手法等の導入について確認した。これを踏まえ、一定程度の効率化努力が図られていると評価した。
- ・ 他方で、各社の一層の経営効率化努力を促し、継続的にモニタリングするための電力・ガス取引監視等委員会内の枠組みを、今後検討していく予定である。

【参考】効率化計画の検証結果について

- 一般送配電事業者の策定した効率化計画を検証した結果、各事業者それぞれにおいて、競争発注の確保にむけて新規取引先の拡大等の取組を実施していることが確認された。また、特命発注比率の検証を通じて、各社が競争発注比率の拡大に向けて継続的に取組を行っていることは確認された。
- 他方で、サプライヤーの調査結果においては、2015年度以降、多くの事業者においてサプライヤーの順位やシェアの変動が生じていることが確認された。一方で、一部の事業者においてサプライヤーの固定化の傾向がみられたが、これは、当該事業者におけるサプライヤーとの協働でのコスト削減活動などが影響している可能性もある。
- 各社のコスト削減の取組は、第一規制期間において継続的に注視していくべき事項と考えられ、具体的な方策を検討していくべきではないか。

(2) 効率化の確認態勢 ③

- 工事種別ごとに「投資量」と「単価」に分け、単価（特に全体へのインパクトが大きな大規模な工事種別の精査が必須）が経年で変化しているかに着目して精査することが必要である。
- 全体コストを評価するためにはこの単価も、各工事種別に含まれる資材費、工費、移動・保管にかかる費用などを含めた工事単位ごとの価格として評価する必要がある、その場合、実質的な競争入札が行われているか、効率化のために調達方法にどのような工夫がなされているかを評価すべきである。
- 投資量が確保されることは、ネットワークの維持・更新に必要であることから、特に単価、価格についてコスト削減の努力が図られているか否かを検証することが求められる。

対応：これまでの検証結果を説明

- 配電部門の工事単価が上昇していることに関し、第25回会合において一般送配電事業者各社に見解を求めたところ、各社から、**資材価格の上昇や労務単価の上昇、工事条件の相違**などが原因として考えられるとの説明があった。また、配電工事単価の検証を通じて、労務単価の上昇や工事条件の相違が影響していることが確認された。
- 第24回会合から第26回会合にかけて、各社の調達方法について検証を行い、さらに第26回会合において、**配電部門のサプライヤーが固定化する傾向が見受けられることに関して、各社の見解を求めたところ**、労務単価の上昇に加えて、**就業者の減少による工事力の低下**が生じているとの説明があった。このため、現在は競争入札の導入や調達方法の工夫に加えて、**新規参入企業の開拓、就業者数の増加に協力して取り組む**とともに、**工事会社と協力して生産性を向上させるカイゼン活動**などに取り組んでいるなどとの説明があった。
- 工事費に含まれる資材費等の費用に関しては、「その他費用」の修繕費のうち金額が大きい**鉄塔塗装費**について、第22回会合から第25回会合まで議論し、その中で、塗料費、塗装費、ケレン費用、養生費用、移動費用等に分解して単価を検証する作業を行った。また、OPEXに関して**通信関連費用**について、各費用項目に分解して評価する作業を行った。また、CAPEXのうち「**その他投資**」については、**価格・投資量の両面で個別査定**を実施している。

(3) 工事発注に係る競争性の実効性の確保

- 単に競争入札の割合を見るだけではなく、1社入札ではなく複数の企業が入札に参加している実態があるか、毎年同じ企業による受注が繰り返されていないか、入札のシェアが固定化していないか、また同じ企業が数年おきに順番で落札しているような実態がないかなど、入札の実態を細かく精査することが必要である。その際、固定化等の実態が明らかとなった場合には、背景や効率化への寄与などを確認した上で、競争性を確保することが必要である。
- 一般送配電事業者について工事種別ごとに落札金額上位3社の状況を年度ごとに見てみると、順位や事業者が固定している傾向が見られるほか、1位の企業が変わらず、かつシェアもほぼ一定というケースも見られる。コスト削減のためにどのような取組を行っているかを確認することも必要である。特に規模の大きな工事種別、例えば配電工事等の実態についてより詳しく精査すべきである。

対応：これまでの検証結果を説明しつつ、今後に向けて更なる対応を速やかに検討

- 一般送配電事業者各社の発注状況を調べたところ、**多くの事業者でサプライヤーが一定程度変化**していることが確認されたが、**配電部門の工事については、サプライヤーが固定化する傾向が見受けられた。**
- これについて、第26回会合において一般送配電事業者各社に見解を求めたところ、**就業者数の減少により工事力が低下**し、落札企業の工事量によってシェアが決まるといった説明があった。このため、**新規参入企業を開拓**するとともに、**就業者数の増加に発注者としても協力**しているなどの説明があった。
- また、第26回会合において、配電工事の効率化のための取組みを確認したところ、競争入札の導入や調達方法の工夫に加えて、工事会社と協力して生産性を向上させるカイゼン活動に取り組んでいるとの説明があった。
- これらの検証を通じ、各社とも一定の効率化努力を行っていることは確認されたが、配電工事を含め、**各社の一層の経営効率化努力を促し、継続的にモニタリングするための電力・ガス取引監視等委員会内の枠組みを、今後検討していく予定である。**

(4) 次世代投資の計上費用の検証 ①

- 次世代投資については、厳に送配電に関わる計画に限定されるべきであり、発電や小売に係る費用を計上することは認められない。

対応：これまでの検証結果を説明

- ・ 次世代投資に関しては、送配電に関わる計画に限定されるべきと考えており、**検証に際しても、従来の送配電事業との関連性や、中長期的な目標の位置づけなどの観点について確認**。実際の検証において、一部の投資については、送配電事業との関わりが希薄との判断から、当該投資に係る費用について原価外と整理するなどの対応を実施。
- ・ なお、**離島供給は発電や小売を含め一般送配電事業者が行う業務**であるため、離島供給の次世代化に関する取組みは次世代投資案件に含まれている。

(9)－②その他 1 / 3

- 個別検証の結果、以下の各取組について、修正対応を求めることとする。

・関西電力送配電

①温室効果ガス低減機器導入拡大に関する取組み（11.1億円）

⇒同様の取組を計画する中部は、旧式機器からの機能増分に係る費用のみを次世代投資費用に計上している一方、同社は既存機器のいわゆるベース分の費用も計上。当該ベース費用は通常であればCAPEXに計上し、検証を受けるべき費用であることから、その費用を特定し、**CAPEX送電・変電のその他設備の査定率を適用することが妥当ではないか。**

②スマートポールの開発に向けた取組み（1.5億円）

⇒詳細に検証したところ、一般送配電事業に直接関係ない機能が多く搭載された設備の開発に取組む計画であることが判明。同事業を営む上で必須とは言えないことから、**原価算入を認めないことが妥当ではないか。**

・九州電力送配電・・・次世代工事車両等による配電工事の効率化（2.5億円）

⇒他社で導入済の車両など、取組の次世代性が特段認められないことから、**CAPEX等の費用区分で検証することが妥当ではないか。**

事業者	取組予算 (全期間)	具体的な取組内容	便益 (金額・算定期間)	規制期間 見積費用
関西電力 送配電	111.2億円	●温室効果ガス低減機器導入拡大に関する取組み ・SF6代替ガス等を用いた開閉装置の技術検討、菜種を用いた変圧器の導入、従来品と比べ送電ロスの小さい電線の導入に関する取り組み。 ・低ロス電線の採用（68億円、2,169km）、菜種油変圧器（8億円、15台）、SF代替ガス遮断器・開閉器（5.0億円、19台）	①0.2億円/年 ②2023年度以降	11.1億円
中部電力 PG	1.9億円	●SF6ガスレス機器採用（増分費用） ・SF6（六フッ化硫黄）の地球温暖化係数はCO2の25,200倍と地球温暖化への影響が極めて大きいことを踏まえ、当該ガスレス真空遮断器を2023年度に本格導入予定。SFガスレス機器への取替費用（0.1億円、3台）	①0.6億円/年 ②取替以降	0.1億円
関西電力 送配電	1.5億円	●スマートポールの開発に向けた取組み ・スマートポールから様々なサービス・末端への電力供給方法に関する仕様検討・実証改良による検証を実施（研究費1.5億円）	①－（定性便益のみ） ②－	1.5億円
九州電力 送配電	3.1億円	●次世代工事車両等による配電工事の効率化 ・次世代工事車両の研究開発費（2.5億円） - 他社開発の仮柱工法車を活用し、自社への適用可否検証・新たな工法・手順確立を目指す。	①3.3億円 ②2024～2035年度	2.5億円

(4) 次世代投資の計上費用の検証 ②

- 離島の「再生可能エネルギーアイランド化」の実施に当たっては実験的な取組を避け、事業としての導入が行われるべきである。こうした案件の投資効果については、引き続き精査が必要である。

対応：これまでの検証結果を説明するとともに、第一規制期間を通じた対応を説明

- ・ 再生可能エネルギーアイランド化は、関係する一般送配電事業者において一般送配電事業として行われるものと理解している。
- ・ なお、本件も含め、次世代投資案件の投資効果については、第一規制期間を通じて確認していく。

(4) 次世代投資の計上費用の検証 ③

- 「次世代スマートメーター」について、新しく次世代へ投資する活動なのか、事業のルーティンなのか、慎重な検討が必要である。
- もし仮に、次世代投資と位置付けるとしても、現在議論されているように現行スマートメーター導入費用以上にかかる費用のみを精査し、かつ、「次世代スマートメーター」導入によって削減される多くの費用と総合で判断すべきである。
- また、スマートメーターが未だ設置されていない需要家も存在するが、そうした需要家へは「次世代スマートメーター」の導入を先行的に実施し、厳に二重投資を避けるべきである。この令和7年度以降を予定している次世代スマートメーターの先行的導入のためのスケジュールも併せて示すことが適当である。

対応：これまでの検証結果を説明

- 次世代スマートメーターに関する費用については、現行スマートメーターの単なる置き換えに関する費用を次世代投資費用として計上されているケースについては、別途区分した上で、CAPEXと同様の査定を行っており、また、当該費用分については効率化係数の適用対象とし、スマートメーターの次世代化に伴う増分費用のみを、効率化係数の設定対象外となる次世代投資費用として扱っている。
- 資源エネルギー庁によると、次世代スマートメーターについては、現行スマートメーター設置完了後の2025年度以降の導入に向けて、詳細仕様設計を行っている段階と承知している。

【参考】CAPEX、次世代投資費用における例外的な取扱い

- 基本的には、CAPEXは効率化係数の対象、次世代投資費用は効率化係数の対象外、という整理だが、以下の費用項目については、10社の平仄を合わせるため例外的な取扱いとする。

＜CAPEXのうち、効率化係数の対象外とするもの＞

費用項目	例外的な取扱いの理由	対象事業者
発電側課金導入に向けたシステム対応	北陸電力送配電及び沖縄電力において、次世代投資費用の提出値に含まれており、効率化係数の対象外とすると整理されていることと平仄を合わせるため、CAPEXの提出値に含めている一般送配電事業者においても効率化係数の対象外とする。	北陸及び沖縄を除く8社
インバランス単価中央算定システムに係る追加改修費用の分担金	開発の主幹事を務める関西電力送配電において、システムの減価償却費として制御不能費用に計上され、効率化係数の対象外となることと平仄を合わせるため、分担金を支払う他の一般送配電事業者（導入しない沖縄電力を除く）においても効率化係数の対象外とする。	関西及び沖縄を除く8社 ※北海道はOPEXに計上

＜次世代投資費用のうち、効率化係数の対象とするもの＞

費用項目	例外的な取扱いの理由	対象事業者
次世代スマートメーター	次世代スマートメーターの費用のうち、次世代分に取り替える場合に追加的に発生する費用を増分費用として、次世代投資費用に算入することと整理しているが、端子部単価、計器保護部単価、工事費の一部を次世代投資費用としている事業者と全額をCAPEXとしている事業者があった。この平仄を合わせるため、これらの費用を次世代投資費用としている一般送配電事業者においても効率化係数の対象とする。	第23回専門会合 33～36スライド参照
配電網高度化	配電網高度化について、次世代機能にかかる増分費用を次世代投資費用としている事業者と全費用を次世代投資費用としている事業者があった。この平仄を合わせるため、全費用を次世代投資費用としている一般送配電事業者においても既存機器分を特定し、効率化係数の対象とする。	第23回専門会合 42,43スライド参照
温室効果ガス低減機器導入	温室効果ガス低減機器導入について、中部電力PGは既存機器からの機能増分に係る費用のみを次世代投資費用に計上している一方で、関西電力送配電は既存機器分も含む全費用を次世代投資費用としていた。この平仄を合わせるため、全費用を次世代投資費用としている関西電力送配電においても既存機器分を特定し、効率化係数の対象とする。	関西

(4) 次世代投資の計上費用の検証 ④

- 一般送配電事業者各社間にはこれまで投資の取組を進めてきたところと取組が遅れているところとが存在している。例えば、「需給予測の精緻化」など、本来送配電事業者の基本的な事業であり通常の業務の範囲内であるべきところ、今回は次世代投資として計上されている。
- 海外では、取組の進んでいるところにボーナス加点する等の仕組みも導入されているが、日本では、むしろ全般的に取組が遅れている。今後そうした制度の導入を検討するとしても、海外との比較などの客観的な指標が用いられるべきであり、日本の事業者間の先行後行により適用されるべきではない。

対応：これまでの検証結果を説明するとともに、指摘については今後の検討の中で参考とする

- 需給予測の精緻化は、太陽光や再エネの出力予測をアンサンブル予報の活用などによって現行の予測よりも精緻化し、調整電源の費用を減少させるとともに供給信頼性を向上させる取り組みであり、**通常業務の延長線上ではない技術革新を伴うもの**である。
- 取組の進んでいる事業者にボーナス加点を行う仕組みについては、**現時点でレベニューキャップ制度に導入されておらず、ご指摘の点は第二規制期間に向けての検討の中で参考**にさせていただきたい。

(4) 次世代投資の計上費用の検証 ⑤

- 次世代投資案件として効率化係数の対象外とすることにした案件については、その投資による費用対効果の面を含め、次世代投資案件として認める理由について、明確な説明が必要である。
- 次世代投資として計上された費用については、発注段階になれば競争入札によって価格が下がるのが通常である。したがって、コスト管理が適切に行われているかどうか、投資効果や計画履行状況の検証を実施していく必要がある。次世代投資についてのこうした検証やモニタリングは、電力会社内の第三者委員会ではなく、外部のプロセスで公開の下、継続して行われるべきである。

対応：これまでの検証結果を説明するとともに、指摘については今後の検討の中で参考とする。

- 資源エネルギー庁の審議会において、電力ネットワークの次世代化に向けた議論が行われており、次世代投資については、「単純な設備更新ではなく、レジリエンス、脱炭素化、デジタル化、D X・効率化等の便益を生み出す、先進的な取組であることとされ、①中長期的な目標における位置づけを合理的かつ明確に説明可能な取組、②その費用対便益が中長期的には一定以上となることを定量的又は定性的な観点から具体的に説明可能な取組と評価できるものについては、過去の非効率な投資の改善を促すものではないことから、効率化係数の設定対象外とするべき」とされている。
- 第19回料金制度専門会合において、次世代投資案件として効率化係数の適用対象外とする案件について整理が行われたが、費用対効果が明確でないものについては、費用対効果を明らかにすることを前提に次世代投資案件として認めることとなった。
- 次世代投資案件は、既存の取り組みではないため、効率化係数を予め織り込むことは適当ではないと考えるが、次世代投資案件も含めて一般送配電事業者が継続的に経営効率化に取り組むことは重要であり、ご指摘のコスト管理等の点は、今後検討される各社の一層の経営効率化努力を促しつつ継続的にモニタリングするための電力・ガス取引監視等委員会内の枠組みの中で参考にさせていただきたい。

【参考】次世代投資計画における効率化係数の設定について

第19回料金制度専門会合
資料5（2022年9月15日）

- 一般送配電事業者から提出された次世代投資計画については、以下の項目を踏まえ、効率化係数の設定に関する検証を実施。

一般送配電事業者から提出された次世代投資計画（約200件名）

区分

脱炭素

レジリエンス

DX、効率化

検証項目

共通

●次世代投資の効果検証方針

- ①単なる設備投資や継続投資に区分されない取組であるか
- ②中長期的な目標における位置づけを合理的かつ明確に説明している取組であるか
- ③その費用対便益が中長期的には十分となることを定量的又は定性的な観点から具体的に説明可能な取組であるか

区分別

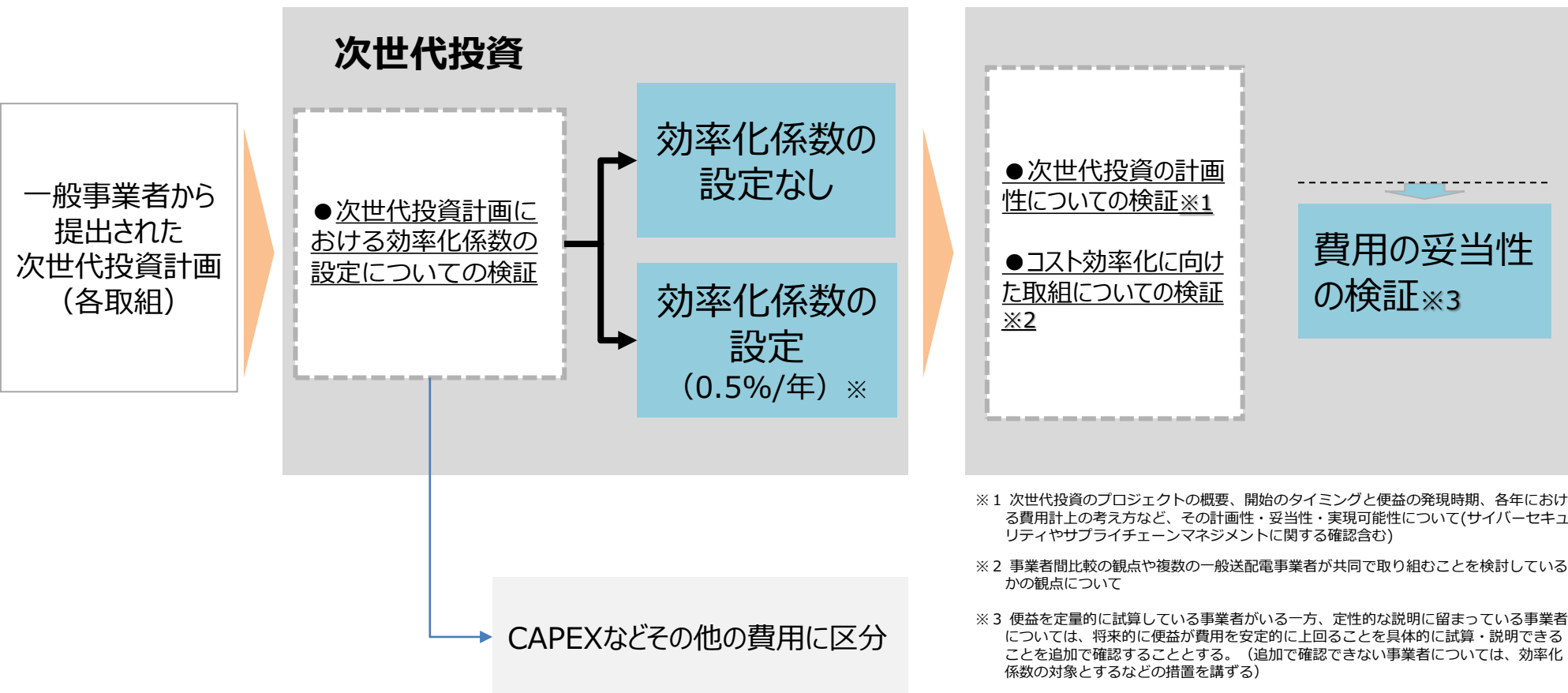
- 1) 再エネ導入拡大に資する取組
- 2) 2050年カーボンニュートラル実現に向けた自社の目標における位置づけ
- 3) 設備拡充コストの削減、再エネ連系量の早期拡大による化石燃料コスト及びCO2排出対策コストの削減等

- 1) 資産保全や安定供給への対策の抜本的な見直しに資する取組
- 2) 激甚化する自然災害への対応や中長期的なサイバーセキュリティの強化に向けた自社の目標における位置づけ
- 3) 停電や災害等が発生した際に生じる社会的コストの削減等

- 1) 業務プロセスの抜本的な見直し（人的作業時間の抜本的な削減を含む）に資する取組
- 2) 業務の高度化・効率化や省人化に向けた自社の目標における位置づけ
- 3) 人的コストなど業務遂行に必要な諸経費の削減等

【参考】次世代投資費用の検証プロセスについて

第23回料金制度専門会合
資料4（2022年10月26日）一部修正



※検証の結果、次世代投資の中でも効率化係数の対象とすべきと判断される類の取組については、CAPEXなどのその他の費用区分の検証方法に準じて検証を行う（効率化係数の設定対象）。

- ※1 次世代投資のプロジェクトの概要、開始のタイミングと便益の発現時期、各年における費用計上の考え方など、その計画性・妥当性・実現可能性について（サイバーセキュリティやサプライチェーンマネジメントに関する確認含む）
- ※2 事業者間比較の観点や複数の一般送配電事業者が共同で取り組むことを検討しているかの観点について
- ※3 便益を定量的に試算している事業者がいる一方、定性的な説明に留まっている事業者については、将来的に便益が費用を安定的に上回ることを具体的に試算・説明できることを追加で確認することとする。（追加で確認できない事業者については、効率化係数の対象とするなどの措置を講ずる）

(5) コスト削減の実効性の向上

- 消費者利益の擁護を図るため、上記（統計的手法やトップランナー的補正による査定、効率化の確認態勢、工事発注に係る競争性の実効性の確保及び次世代投資の計上費用の検証）に示した疑問点の速やかな解消に向け、電力・ガス取引監視等委員会は独立性をもって必要な対応を早急に行い、今回の事業計画の値の妥当性及びその査定方法の適切さについて、消費者の理解・納得を得られるよう分かりやすい形で説明する必要がある。
- 加えて、今後とも継続して消費者からの信頼を得るために、経営上のガバナンスを効かせられるよう、電力会社及びその利害関係者、監督官庁から独立した社外のメンバーによる第三者機関が各社のコスト削減の状況を定期的にモニタリングするといった手法を含め、第1規制期間においてコスト削減の実効性を高めるための方策を検討すべきである。その上で、場合によっては規制期間の期中における料金水準の見直しも排除することなく検討すべきである。

対応：今後に向けて更なる対応を速やかに検討

- 今般消費者庁・消費者委員会公共料金等専門調査会から疑問点として示された事項について、今回の事業計画の検証結果も含め、**分かりやすい説明内容を準備し、今後、説明を行っていく。**
- **各社の一層の経営効率化努力を促し継続的にモニタリングするための電力・ガス取引監視等委員会内の枠組みを、今後検討していく予定である。**
- なお、レベニューキャップ制度においては経営効率化の取組によって規制期間中に生じた収入見通しと実績費用の乖離額については50%を翌期調整することとされていることに留意しつつ、規制期間中における経営効率化の実効性を高めることの重要性を踏まえ、指針等に基づき規制期間中の期中変更があった場合の電取委における収入見通しの検証のあり方について、今後検討してまいりたい。

(6) 廃炉円滑化負担金相当金等

- 制御不能費用に計上されている原発の廃炉円滑化負担金相当金や賠償負担金相当金、電源開発促進税については、本来託送料金とは関係のない費用であることから、政策的観点から託送料金で徴収している費用については、送配電ネットワークの整備に要する費用とは区別した形で明示すべきである。

対応：一般送配電事業者各社が託送料金原価を説明する際に明示的に説明すべき

- 廃炉円滑化負担金相当金などは、あくまで想定原価の中に含まれる費用であり、消費税や再エネ特措法賦課金のように需要家が実際に負担するkWhあたりの金額を明確に抽出できる費用とは性格を異にしていると理解している。
※例えば、想定需要よりも実際の需要が大きかった場合に、それに応じて送配電事業者が納付する廃炉円滑化負担金が増加するものではない。一方、再エネ特措法賦課金や消費税は、消費kWhや電気代支払い額あたりで納付額が決まるため、需要家の需要電力量が分かれば、当該需要家が負担する金額が一つに決まる関係にある。
- 他方で、**廃炉円滑化負担金相当金を含め、原価に含まれる費用については、一般送配電事業者各社が原価を説明する際に、明示的に説明することが適当**と考える。

(7) 固定費の配分

- 3種需要種別が共通して利用する設備コストは「2 : 1 : 1法」、特別高圧部門以外の需要種別が利用する設備コストは「2 : 1法」によって配分されているが、一般消費者に過大な負担を課さないよう、配分手法の見直しの検討が必要である。
- 電圧別に必要な設備コストに関する実績データ等のエビデンスを踏まえた上で、より公平な配分基準に修正することを速やかに検討すべきである。

対応：第二規制期間に向けて検討

- ご指摘の固定費の配分については、需要家への影響を見極めるために関連データの収集を行った上での慎重な検討が必要になることから、**第二規制期間に向けて検討してまいりたい。**

(8) 発電側課金の検討

- 発電側課金は、発電事業者ネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用の抑制、ひいては消費者負担の低減が期待されている。このため、最終負担者である消費者の利益の増進に資するよう検討することが必要である。
- 送配電設備の効率的な増強と発電事業者間負担、今後伸ばしていくべき電源間の公正性等の観点を十分に考慮し、特に再生可能エネルギーの拡大を阻害することがないように制度設計を行うべきである。

対応：資源エネルギー庁の検討を踏まえた上で、監視等委としても今後の検討の中で参考とする。

- ご指摘の点については、現在行われている資源エネルギー庁の検討を踏まえた上で、電力・ガス取引監視等委員会においても今後の検討の中で参考としてまいりたい。

(9) 賃金の適正性の確保

- 各一般送配電事業者は、コスト効率化を進めていくとしているところであるが、その際、原材料費等の価格転嫁を適正に進めつつ、人への投資の観点から、下請事業者も含めた賃金を適正化していくことも、政府が進める成長と分配の好循環を実現する上で重要である。

対応：これまでの検証結果を説明しつつ、監視等委としても今後の検討の中で参考とする。

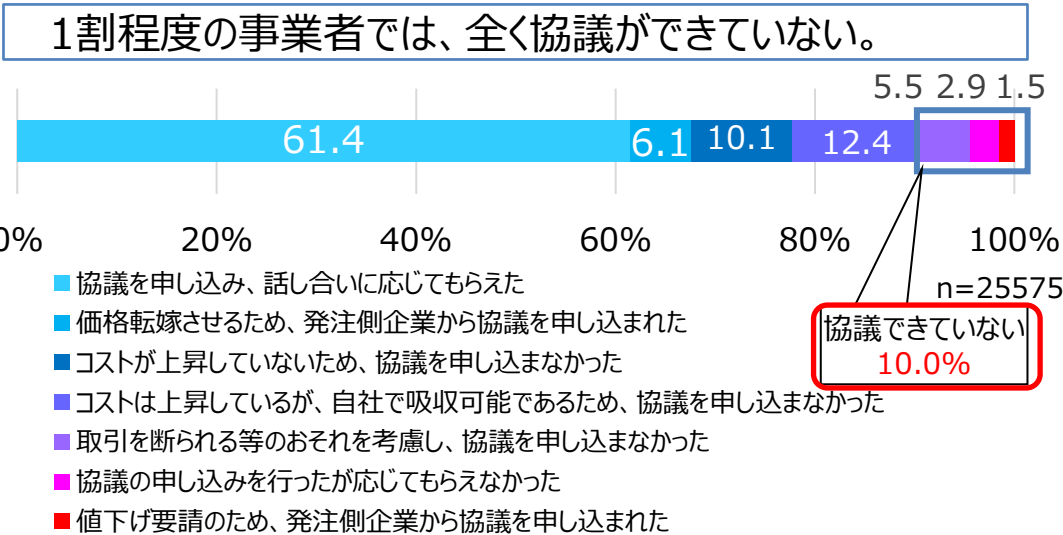
- ・ 第26回会合において、事業計画やその検証作業を踏まえた各一般送配電事業者の対応を確認したところ、「作業員の採用や離職状況をモニタリングし、**作業員の給与や処遇が改善されているかどうかについても継続的なコミュニケーションにより把握に努めてまいります**」などの回答があり、作業員の給与・処遇改善についての一般送配電事業者の前向きな姿勢を確認した。
- ・ なお、中小企業庁では、毎年9月と3月を価格交渉促進月間と定め、下請振興法に基づき、全国15万社の中小企業を対象として調査を実施するとともに、**各業界における適切な価格転嫁実現に向け、所管省庁の協力の上で、自主行動計画あるいは業種別ガイドライン策定などを推進**している。
- ・ ご指摘の点に関し、電気事業の**所管部署である資源エネルギー庁が中小企業庁と連携し、送配電事業者全体における自主行動計画の策定等を促す**ことが更なる取組として考えられるところ、電取委としても必要に応じて資源エネルギー庁に意見を提出することとしたい。

【参考】価格転嫁に係る調査結果（中小企業庁）

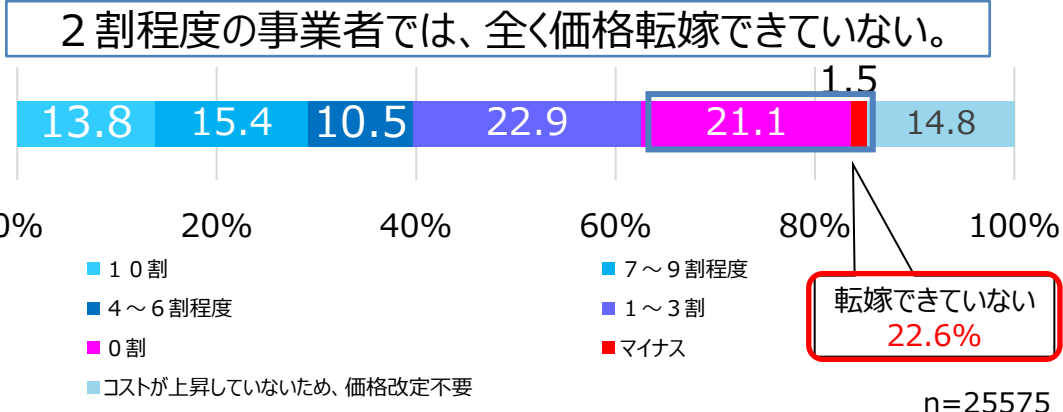
物価・賃金・生活総合対策本部
（令和4年第3回）
経済産業省資料（資料5）

- 下請へのしわ寄せを解消し、賃上げ原資を確保するためにも、取引先への価格転嫁は切実な課題。
- 経産省の調査では、1割が全く価格交渉できておらず、2割が全く価格転嫁できていない。

1. 発注側企業との価格交渉の実施状況



2. 価格転嫁を実現できた割合



3. 業種別の実施状況（スコアリングの結果）

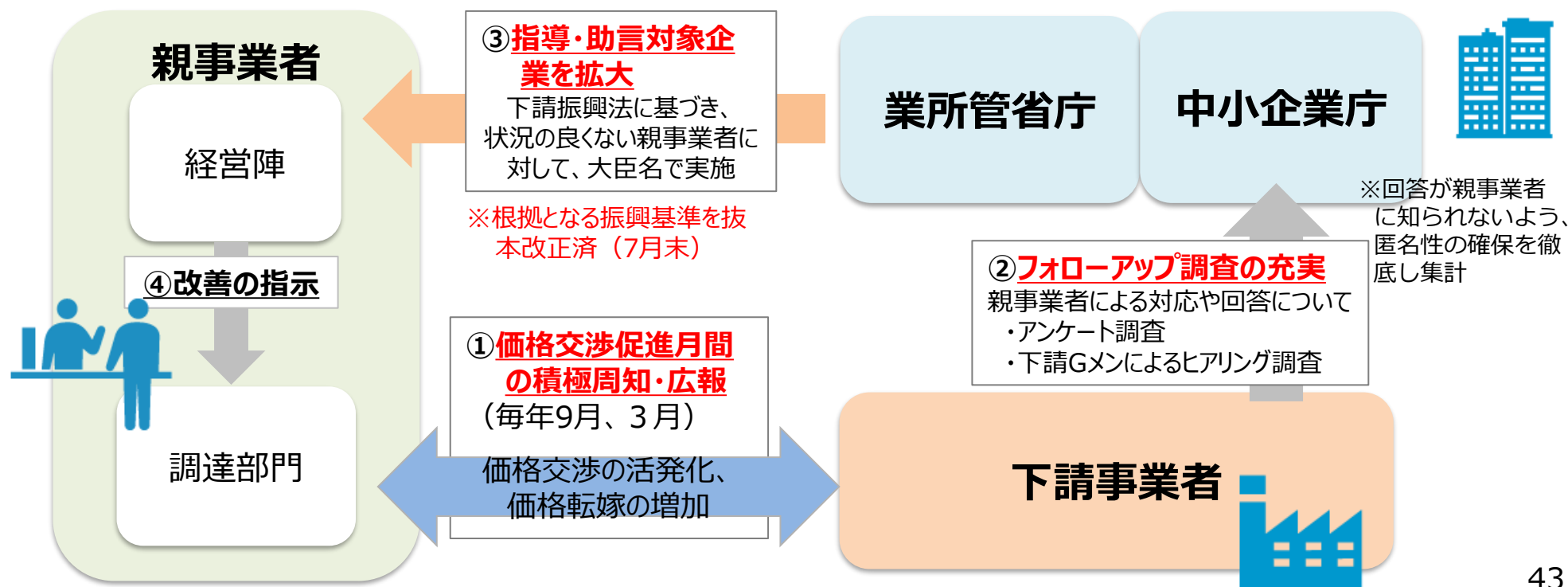
順位	価格交渉の協議状況	価格転嫁の達成状況
1位	繊維	化学
2位	鉱業・採石・砂利採取	機械製造
3位	機械製造	金属
4位	化学	食品製造
5位	建材・住宅設備	電機・情報通信機器
6位	電気・情報通信機器	建材・住宅設備
7位	卸売	紙・紙加工
8位	金属	卸売
9位	食品製造	石油製品・石炭製品製造
10位	紙・紙加工	造船
11位	印刷	飲食サービス
12位	建設	建設
13位	製薬	繊維
14位	情報サービス・ソフトウェア	印刷
15位	飲食サービス	小売
16位	石油製品・石炭製品製造	広告
17位	自動車・自動車部品	自動車・自動車部品
18位	造船	製薬
19位	小売	情報サービス・ソフトウェア
20位	電気・ガス・熱供給・水道	鉱業・採石・砂利採取
21位	通信	電気・ガス・熱供給・水道
22位	不動産・物品賃貸	不動産・物品賃貸
23位	広告	金融・保険
24位	放送コンテンツ	放送コンテンツ
25位	廃棄物処理	廃棄物処理
26位	トラック運送	通信
27位	金融・保険	トラック運送

※サンプル数が50以下の自主行動計画策定業種（航空宇宙、警備）は除く。
※業界毎の順位や点数は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。
※自主行動計画あるいは業種別ガイドライン策定業種については着色（約束手形についてのみ自主行動計画を策定している「金融」、「卸売」は、未策定業種として扱う）。

【参考】価格転嫁に係る取組（中小企業庁）

物価・賃金・生活総合対策本部
（令和4年第3回）
経済産業省資料（資料5）

- 毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。
※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先にリーチできる予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対し、本年2月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。指導・助言を受けた経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示する例も。
- 次回9月は、積極広報・周知により実効性を向上し、フォローアップ調査を充実させるとともに、7月に抜本改正した下請振興基準を活用し、指導・助言の対象企業を拡大する。
- 実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



(10) 消費者の理解・納得 ①

- 託送料金に、どのような費用が含まれているかについて消費者が十分に理解しているとは言い難い。消費者が納得できるよう、繰り返し様々な機会をとらえて分かりやすく説明することが重要である。

対応：今後に向けて更なる対応を速やかに検討

- ・ ご指摘の点については、電力・ガス取引監視等委員会としても、より一層取り組みを進めるべく、検討をしてまいります。
- ・ 一般送配電事業者に対しても、同様の取組みを促したい。

(10) 消費者の理解・納得 ②

- レベニューキャップ制度の内容・趣旨や電気料金のうち託送料金を構成する関連費用の負担の在り方等の検討経緯を、消費者が改めて十分に理解し納得できるように、消費者にとって分かりやすく、丁寧な情報発信を積極的に行うことなどの取組を一層進めるべきである。

対応：今後に向けて更なる対応を速やかに検討

- ・ ご指摘の点については、電力・ガス取引監視等委員会としても、より一層取り組みを進めるべく、検討をしてまいります。
- ・ 一般送配電事業者に対しても、同様の取組みを促したい。

(11) 幅広いステークホルダーの参画の機会の確保

- 海外事例なども参考に、一般送配電事業者において、生物多様性や景観問題も視野に、消費者や消費者団体、環境団体、次世代を担う若年世代等、幅広いステークホルダーを巻き込んだ丁寧な協議を日常的に行うよう、地域コミュニティの中での合意形成の取組を強化していくことが求められる。

対応：第二規制期間に向けて検討

- ・ 今般、各一般送配電事業者においては、事業計画の策定にあたり、ステークホルダー協議を行うこととされている。
- ・ ステークホルダー協議の実施にあたっては、料金制度専門会合において、ステークホルダーの例示を行ったところであるが、消費者団体と協議していない事業者も2社存在していた。なお、そうした事業者においても、ホームページ等での意見募集は行っていたところ。
- ・ **事業計画策定にあたってのステークホルダー協議の一層の充実については、第二規制期間に向けて、ご指摘の点も踏まえて検討**してまいりたい。

【参考】ステークホルダーの範囲

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- ステークホルダーについては英国における実施例も参考に、以下の範囲から一般送配電事業者が、目標に応じた適切な関係者を選定する。
- ただし、目標内容や地域特性等も考慮し、必要に応じてこの範囲以外からの選定も可能とする。

発電事業者

小売事業者

需要家

配電事業者

地域経済団体

地方自治体

メーカー

投資家
金融機関

環境団体

消費者団体

研究者

施工業者

【参考】ステークホルダーとの具体的な協議方法

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- ステークホルダーとの協議については、以下の方法で実施する。

ステークホルダーの意見を踏まえた目標案の設定

- 各一般送配電事業者が、従来より行っているステークホルダーとの意見交換等（具体的な内容は前スライドで紹介）を通じて得られた意見を踏まえて、目標を設定する。

✓各一般送配電事業者は、必要なステークホルダーから意見が得られるよう、現段階からアンケートを行う等の方法で従来の取組を拡充する。

設定した目標案の公表、意見の募集

- 設定した目標を各社のHP等で公表し、広く意見を募集する。
- 応募のあった意見は各社のHP上で公表する。

✓特に重要と判断された意見については、必要に応じて更なる意見交換等を実施の上、対応を議論する。

目標の確定

- 募集した意見を踏まえて、目標を確定する。
- 目標確定における最終的な意思決定は、一般送配電事業者が行う。

✓事業計画の中に、ステークホルダーとの協議結果の概要（意見内容や協議内容等）を記載する。また、特に重要と判断されたものの、目標への反映を見送った意見については、その理由等も記載する。

【参考】一般送配電事業者が現在行っている取組例

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- 従来より、一般送配電事業者においては、ステークホルダーとの間で以下のような取組が行われている。

取組

具体的な取組内容（例）

意見交換

- 需要動向、受付業務全般等について小売事業者と意見交換を実施
- 電気工事の品質や系統利用者に対するサービスの向上、保安体制の強化を目的に、工事事業者や地方自治体と意見交換を実施
- メーカーとの定期的な意見交換を実施

意見収集

- 系統利用者から業務に関する意見、要望を集約し、対応内容をフィードバック
- 地域の様々な利害関係者をアドバイザーとして任命し、事業運営に対する意見収集を実施

情報発信

- 停電・防災等に関する勉強会・見学会を開催
- 小売事業者向け託送供給に関する勉強会を開催
- 施工業者に影響する業務取扱変更や、取組施策を周知

- 1.消費者庁・消費者委員会からの意見について
- 2.意見についての料金制度専門会合としての考え方
- 3.今後の検討について**

今後の検討について

- 消費者委員会公共料金等専門調査会からの意見への対応に関し、「各社の一層の経営効率化努力を促し、継続的にモニタリングするための電力・ガス取引監視等委員会内の枠組み」については、今後速やかに検討していくこととしてはどうか。
- 消費者への分かりやすい情報発信等についても、本委員会において速やかに対応方針を検討することとしたい。
- また、これまでの「収入の見通し」の算定に関する書類の検証を通じ、本専門会合の中で指摘された第二規制期間に向けた検討事項についても、消費者庁からの指摘を踏まえた検討に加えて、検討を行っていくこととしたい。